

# 廃棄物関係試料の分析に係る 検査マニュアル

平成28年3月  
資源循環推進課



# 目 次

1	目的	1
2	廃棄物の行政検査について	1
	(1) 廃棄物処理施設の維持管理	1
	(2) 特別管理産業廃棄物の判定基準等	1
	(3) 有害な産業廃棄物の埋立処分基準等	1
3	廃棄物処理施設等の検査方法について	3
	(1) 廃棄物処理施設の維持管理	3
	ア 廃棄物処理施設の種類と他法令の適用	3
	(ア) 産業廃棄物処理施設	3
	(イ) 一般廃棄物処理施設	5
	イ 廃棄物処理施設（焼却施設）に係る排出ガスの測定	5
	(ア) 廃棄物処理法	5
	(イ) 大気汚染防止法	6
	(ウ) ダイオキシン類対策特別措置法	7
	(エ) 試料の採取方法	8
	(オ) 検査方法	9
	ウ 廃棄物処理施設に係る水質の測定	9
	(ア) 最終処分場以外の処理施設	9
	a 廃棄物処理法	9
	b 水質汚濁防止法	10
	c ダイオキシン類対策特別措置法	12
	d 試料の採取方法等	12
	e 検査方法	15
	(イ) 最終処分場	15
	a 廃棄物処理法	15
	b 試料の採取方法	17
	c 検査方法	18
	エ 廃棄物処理施設に係る悪臭測定	19
	(ア) 廃棄物処理法	19
	(イ) 悪臭防止法	19
	(ウ) 試料の採取場所の選定及び採取方法等	21
	(エ) 検査方法	22

オ 廃棄物処理施設に係る騒音・振動測定	23
(ア)廃棄物処理法	23
(イ)騒音規制法、振動規制法	23
(ウ)測定地点の選定	25
(エ)検査方法	25
(2) 特別管理廃棄物の判定基準等	26
ア 廃棄物処理法	26
イ 試料の採取方法	29
ウ 検査方法	31
(3) 有害な廃棄物の埋立処分基準等	32
ア 廃棄物処理法	32
イ 試料の採取方法	35
ウ 検査方法	35
<b>4 留意事項</b>	35
(1) 本マニュアルに係る職員研修の実施	35
(2) 事業者等からの問い合わせへの対応	35
<b>参考 1</b> 一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について	36
(環境衛生局水道環境部環境整備課長通知 昭和 52 年 11 月 4 日 環整 95 号)	
<b>参考 2</b> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正等について	45
(厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知 平成 9 年 9 月 30 日 衛環 251 号)	
<b>参考 3</b> 大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について	51
(環境庁大気保全局長通知 昭和 46 年 8 月 25 日 環大企第 5 号)	
<b>参考 4</b> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に規定する廃棄物の収集、運搬、処分等の基準及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令に規定する埋立場所等に排出する廃棄物の排出方法に関する基準の改正について	59
(環境庁水質保全局長・厚生省生活衛生局水道環境部長通知 平成 4 年 8 月 31 日 環水企 182 号・衛環 244 号)	

## 1 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）では、廃棄物処理施設の維持管理等において、種々の数値による基準が定められており、排出事業者や廃棄物処理施設の設置者等は、計測管理を行い自ら廃棄物処理法の遵守を確認している。

県では、排出事業場や最終処分場等の廃棄物処理施設に立入検査を行い排出事業者等が行った測定結果をチェックするとともに、廃棄物及び浸出液等の行政検査を実施している。

本マニュアルは、行政検査を実施するにあたり、対象となる廃棄物等の種類や廃棄物処理施設別に、検査項目、検査方法及び試料の採取方法について、廃棄物処理法、府省令、告示、通知及び環境の関係法令等をもとにしてとりまとめたものである。

これにより、適正かつ正確な行政検査を実施し、廃棄物の適正処理の指導及び廃棄物処理施設の維持管理の指導に万全を期する。

## 2 廃棄物の行政検査について

排出事業者及び廃棄物処理施設の設置者等は、廃棄物処理施設等から排出される廃棄物、排出ガス及び排水等に対して、測定・検査を行っている。これは、次の3つの項目により生活環境保全上の支障が生じないように、計測管理を行うことが、廃棄物処理法により義務付けられているからである。

### (1) 廃棄物処理施設の維持管理

廃棄物処理施設では、廃棄物処理法に基づき、維持管理のため排出ガスや排水等の測定が義務づけられている。これに加えて、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法等の他法令によって、排出ガスや排水等の測定が義務づけられている。

また、最終処分場には、浸出液処理施設からの放流水の水質測定等、維持管理のための測定が義務づけられている。

### (2) 特別管理産業廃棄物の判定基準等

排出源では、廃棄物処理法に基づき、特別管理産業廃棄物を判定するための検定が定められている。対象物が、特別管理産業廃棄物に該当すると判断された場合は、無害化处理等を施し、その効果を判定するなど、その後の処理・処分方法を見定めるための計測管理等が必要となる。

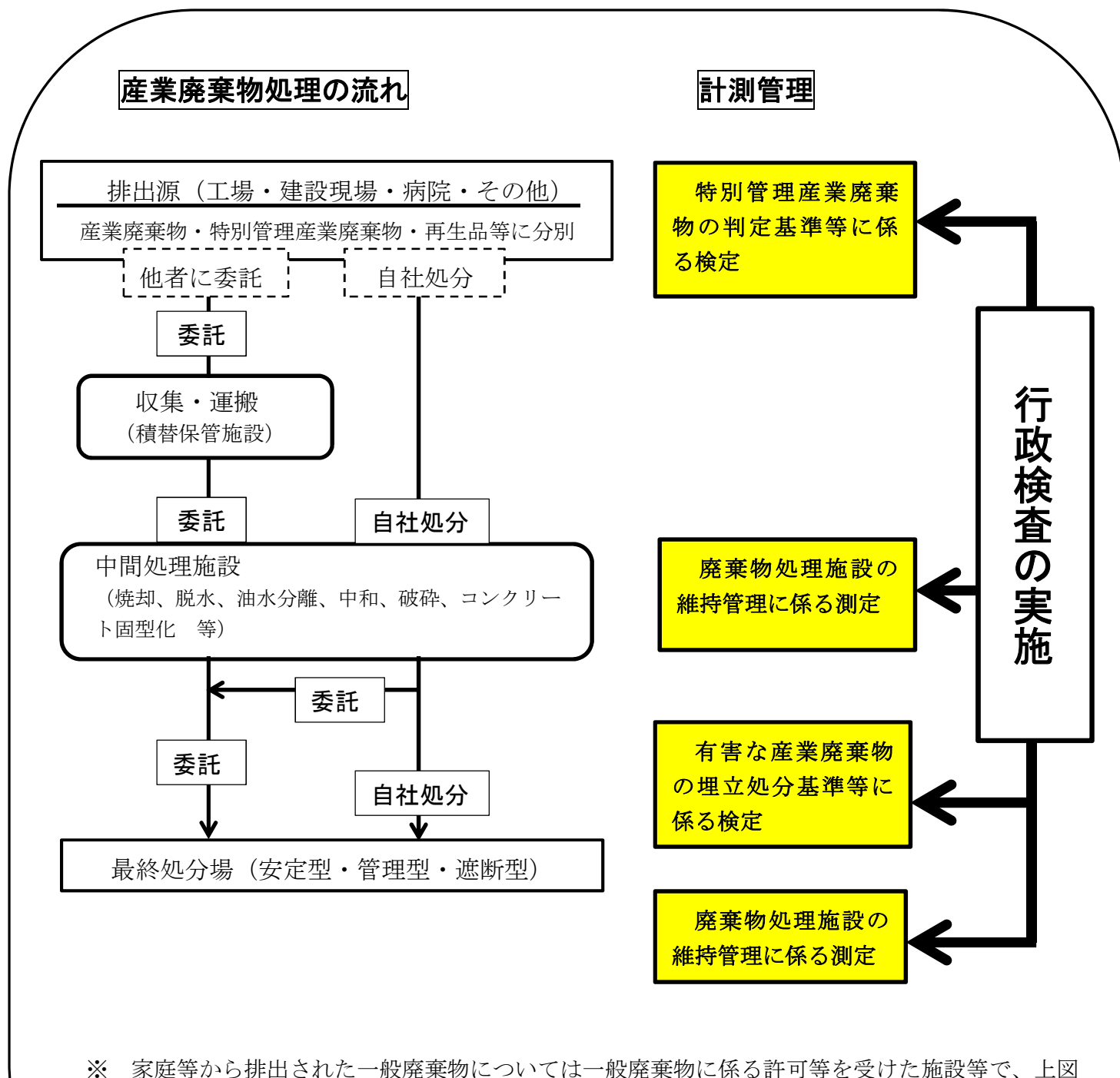
### (3) 有害な産業廃棄物の埋立処分基準等

最終処分の段階では、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）により有害性を判定する。

その検定結果により、上記の省令で定める基準を超える廃棄物は、それに適合するよう中間処理を行うか、遮断型処分場に最終処分することとなる。

県では、廃棄物処理法第19条第1項に基づく立入検査を行い、上記の排出事業者等が行っている廃棄物の適正処理の実施や、計測管理の適切な実施を確認するとともに、廃棄物等を適宜収去するなどして行政検査を行い、廃棄物処理法の遵守状況をチェックしている。

産業廃棄物の処理の流れと廃棄物処理法に基づく計測管理及び行政検査の位置付けを図1に示す。



※ 家庭等から排出された一般廃棄物については一般廃棄物に係る許可等を受けた施設等で、上図に準じ処理される。

図1 産業廃棄物の処理の流れと廃棄物処理法に基づく計測管理及び行政検査の位置付け

### 3 廃棄物処理施設等の検査方法について

#### (1) 廃棄物処理施設の維持管理

##### ア 廃棄物処理施設の種類と他法令の適用

##### (ア) 産業廃棄物処理施設

産業廃棄物処理施設は、表 1 のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第 7 条において中間処理施設 17 及び最終処分場 3 の合計 20 施設が規定されている。

これらの産業廃棄物処理施設のうち、大気汚染防止法のばい煙発生施設、水質汚濁防止法の特定施設及びダイオキシン類対策特別措置法の特定施設に該当する施設や産業廃棄物最終処分場は、それぞれの法律の適用も受けることから、これらの施設からの排出ガスや施設を有する事業場からの排水等は、当該法律で定める規制基準に適合させなければならない。また、これらの法律では、排出ガスや排水の定期的な測定の実施と、その結果の記録等も規定している。

表 1 産業廃棄物処理施設の種類の適用状況

号	産業廃棄物処理施設（施行令第7条）		施行規則 <sup>※3</sup>	大気汚染防止法（ばい煙発生施設）	水質汚濁防止法（特定施設）	ダイオキシン類対策特別措置法
1	汚泥の脱水施設	処理能力が 10m <sup>3</sup> /日を超えるもの	施行規則第12条、第12条の2の技術上の基準及び12条の6、12条の7の維持管理基準に従って管理しなければならない。		○	
2	汚泥の乾燥施設	処理能力が 10m <sup>3</sup> /日を超えるもの 天日乾燥施設は 100m <sup>3</sup> /日を超えるもの				
4	廃油の油水分離施設	処理能力が 10m <sup>3</sup> /日を超えるもの			○	
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	処理能力が 50m <sup>3</sup> /日を超えるもの			○	
7	廃プラスチック類の破砕施設	処理能力が 5t/日を超えるもの				
8の2	木くず <sup>※1</sup> 又はがれき類の破砕施設	処理能力が 5t/日を超えるもの				
9	金属等 <sup>※2</sup> 又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設					
10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設					
11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設				○	
11の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設				○	
12の2	廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設				○	○
13	PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設				○	○
3	汚泥焼却施設 (PCB 汚染物及び PCB 処理物であるものを除く)	イ 処理能力が 5m <sup>3</sup> /日を超えるもの ロ 処理能力 200kg/h 以上のもの ハ 火格子面積が 2m <sup>2</sup> 以上のもの		施行規則第12条、第12条の2の技術上の基準及び12条の6、12条の7の維持管理基準に従って管理しなければならない。	①火格子面積・2m <sup>2</sup> 以上 ②処理能力：200kg/h以上	○
5	廃油焼却施設 (廃 PCB 等を除く)	イ 処理能力が 1m <sup>3</sup> /日を超えるもの ロ 処理能力 200kg/h 以上のもの ハ 火格子面積が 2m <sup>2</sup> 以上のもの				
8	廃プラスチック類の焼却施設 (PCB 汚染物及び PCB 処理物を除く)	イ 処理能力が 100kg/日を超えるもの ロ 火格子面積が 2m <sup>2</sup> 以上のもの				
12	廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設					
13の2	産業廃棄物の焼却施設（第3、5、8、12を除く）	処理能力が 200kg/h 以上のもの 火格子面積が 2m <sup>2</sup> 以上のもの				
14	産業廃棄物最終処分場	イ 遮断型最終処分場 ロ 安定型最終処分場 ハ 管理型最終処分場	最終処分基準省令 <sup>※4</sup> に従う			○ <sup>※5</sup>  ○ <sup>※5</sup>

※1 木くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。）に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。）

※2 施行令別表3の3に掲げる物質（1水銀又はその化合物～33 1,4-ジオキサン）

※3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）

※4 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年3月総理府令・厚生省令第1号）

※5 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成12年1月総理府令・厚生省令第2号）



(イ) 一般廃棄物処理施設

一般廃棄物処理施設は、表 2 のとおり廃棄物処理法第 8 条においてごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場の 3 種類の施設が規定されている。

これらの一般廃棄物処理施設のうち、大気汚染防止法のばい煙発生施設、水質汚濁防止法の特定施設及びダイオキシン類対策特別措置法の特定施設に該当する施設や最終処分場は、それぞれの法律の適用も受けることから、これらの施設からの排出ガスや施設を有する事業場からの排出水等は、当該法律で定める規制基準に適合させなければならない。また、これらの法律では、排出ガスや排出水の定期的な測定の実施と、その結果の記録等も規定している。

表 2 一般廃棄物処理施設の種類と他法令の適用状況

番号	一般廃棄物処理施設（廃棄物処理法第 8 条）		施行規則	大気汚染防止法（ばい煙発生施設）	水質汚濁防止法（特定施設）	ダイオキシン類対策特別措置法
1	ごみ処理施設	焼却施設	施行規則第 4 条の技術上の基準及び 4 条の 5 の維持管理基準に従って管理しなければならない。	①火格子面積:2m <sup>2</sup> 以上 ②処理能力:200kg/h 以上	○	①火床面積:0.5m <sup>2</sup> 以上 ②又は焼却能力:50kg/h 以上 ③複数の廃棄物焼却炉がある場合は合計する
		その他の施設				
2	し尿処理施設	浄化槽を除く全ての施設			○	
3	最終処分場	全ての施設		最終処分基準省令 <sup>※1</sup> に従う		○ <sup>※2</sup>

※1 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年 3 月総理府令・厚生省令第 1 号）

※2 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成 12 年 1 月総理府令・厚生省令第 2 号）

イ 廃棄物処理施設（焼却施設）に係る排出ガスの測定

排出ガスに係る基準と測定義務については、表 1 及び表 2 の廃棄物処理施設のうち、廃棄物焼却炉では、廃棄物処理法の技術上の基準に加えて、大気汚染防止法とダイオキシン類対策特別措置法でも、排出基準の遵守と排出ガスの測定が義務付けられている。その概要は、次のとおりである。

(ア) 廃棄物処理法

廃棄物処理法では、施設を維持管理の技術上の基準に従って維持管理することを規定し、汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃 PCB 等・PCB 汚染物・PCB 処理物、産業廃棄物及び一般廃棄物の各焼却施設については、煙突から排出される排出ガス中の

ばい煙（ばいじん、硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）、窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）、塩化水素（HCl））の検査を6か月に1回以上、ダイオキシン類を1年に1回以上の頻度で測定し、記録しなければならないと規定されている。

これらの焼却施設では、燃焼ガスの温度及び集じん施設に流入する排出ガスの温度の連続測定、煙突からの排出ガス中の一酸化炭素（CO）の連続測定も規定されている。排出ガス中の一酸化炭素（CO）の濃度は100ppm以下とされており、排出ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることとされている。

燃焼の状況をみる指標としては、焼却灰の熱しゃく減量を10%以下となるよう焼却することが併せて規定されている。

上記の一酸化炭素（CO）及び熱しゃく減量以外のばい煙の基準値は、大気汚染防止法の排出基準により、焼却炉の規模により異なった基準値となる。

また、廃棄物処理法第8条第2項第7号に規定する一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画又は廃棄物処理法第15条第2項第7号に規定する産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画において、下記の大気汚染防止法等の規制対象物質について、より厳しい数値を達成することとした場合にあっては、当該数値に適合するよう維持管理することが必要となる。

#### （イ）大気汚染防止法

大気汚染防止法では、廃棄物焼却炉については、火格子面積が2m<sup>2</sup>以上又は焼却能力が200kg/h以上のものを「ばい煙発生施設」と定めており、ばいじん、硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）、窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）、塩化水素（HCl）の4項目で排出基準が定められている。

##### a ばいじんの排出基準

大気汚染防止法の廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出基準を表3に示す。

表3 廃棄物焼却炉からのばいじんの排出基準

廃棄物焼却炉の処理能力	排出基準 (g/m <sup>3</sup> N) ※	
	新設 (H10.7.1以降の施設)	既設 (H10.6.30以前の施設)
4,000kg/h以上	0.04	0.08
2,000kg/h以上～4,000kg/h未満	0.08	0.15
2,000kg/h未満	0.15	0.25

※ 残存酸素濃度12%換算値

(注) 地域や設置年月日により、別途、旧特別排出基準、昭和48年愛知県条例第4号に基づく上乘せ条例が適用される場合がある。

##### b 硫黄酸化物の排出基準

硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）の排出基準は、環境省令で地域ごとに定められたK値を用いて、次式から算出される硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）の量（m<sup>3</sup>N/h）であり、基準値は、K

値と各施設の排出口（煙突）の高さにより異なる。

$$q = K \times 10^{-3} H e^2$$

q：硫黄酸化物の量（単位  $m^3_N/h$ ）

K：地域別に定める定数

He：補正された排出口の高さ（煙突実高+煙上昇高）（単位 m）

硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）の排出量（ $m^3_N/h$ ）は、1時間当たりに排出される硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）の排出量を標準状態（0℃、1気圧）に換算した値である。

K値は地域の区分や設置年月日により、数字が小さくなればなるほど規制が厳しい。

c 窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）の排出基準

大気汚染防止法による窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）の排出基準は、表4のとおりである。

表4 窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）の排出基準

施設の種類	排出基準（ppm）※
浮遊回転燃焼方式により焼却を行うもの（連続炉に限る）	450
ニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの（排出ガス量が40,000 $m^3_N/h$ 未満の連続炉に限る）	700
上記に掲げるもの以外のもの（連続炉以外のものにあつては、排出ガス量が40,000 $m^3_N/h$ 以上のものに限る）	250

※ 残存酸素濃度12%換算値

（注） 設置年月日により基準は異なっており、表には昭和54年8月10日以降に設置された施設に係る基準を掲載した。また、別途、工場・事業場に係る窒素酸化物対策要領が適用される場合がある。

d 塩化水素（HCl）の排出基準

大気汚染防止法による塩化水素（HCl）の排出基準は、表5のとおりである。

表5 塩化水素（HCl）の排出基準

施設の種類	排出基準（ $mg/m^3_N$ ）※
廃棄物焼却炉	700

※ 残存酸素濃度12%換算値

（ウ）ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類対策特別措置法では、廃棄物焼却炉については、火床面積が0.5 $m^2$ 以上、焼却能力が50 $kg/h$ 以上のものを「特定施設」と定めており、廃棄物処理法の

規制対象でない小規模な廃棄物焼却炉も規制対象となっている。その排出基準は、表6のとおりである。

ダイオキシン類対策特別措置法では、「特定施設」の設置者に対して、特定施設から排出される排出ガス及び排出水のダイオキシン類の年1回以上の測定と、併せて、ばいじんと燃え殻のダイオキシン類による汚染状況の測定を行うことを義務づけており、これらの結果を都道府県知事等への報告と知事等による公表を規定している。

表6 ダイオキシン類の排出基準（廃棄物焼却炉）

焼却能力	排出基準 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	
	既存施設に係る平成14年12月1日からの当分の間の大気排出基準	新設施設、その他の既存施設
4,000kg/h 以上	1	0.1
2,000kg/h 以上～4,000kg/h 未満	5	1
2,000kg/h 未満	10	5

#### (エ) 試料の採取方法

排出ガス中の特定ガス状成分分析に供する排出ガスを試料ガスといい、その採取方法が JIS K0095 に規定されている。

試料ガスは、吸引採取方法により行うが、次の3通りに細分される。

- ・ 捕集部に試料ガスを吸引捕集した後、化学分析を行う方法
- ・ 試料ガス中の水分を除去した後、連続分析計で測定する試料ガス連続採取方式
- ・ 試料ガスを大量の希釈ガスで希釈して露点を下げて分析計に導入する試料ガス希釈方式

焼却施設等の排出ガス測定孔から検体採取する場合における注意点は、次のとおりである。なお、排出ガス測定は、高所での作業を伴うことなどから、原則としてその作業に熟練した環境調査センター職員が行うこととする。

##### a 試料ガス採取位置

試料採取地点の決定は、排出ガス濃度を正確に測定する上で非常に重要である。このため、試料ガスの採取位置は、ダクトの屈曲部分、断面形状の急激に変化する部分などを避け、排出ガスの流れが比較的一様に整流され、作業が安全かつ容易な場所を選定する。

##### b 採取点

試料ガスの採取点は、採取位置に選定したダクト断面内に JIS Z 8808 の 5.3 (測定点) に従って選定する。

c 採取

採取は、ダクト内に排出ガスの流れに対して、ほぼ直角に採取管が挿入できるような角度とする。

(オ) 検査方法

一般廃棄物焼却施設及び産業廃棄物焼却施設（ばい煙発生施設）の排出ガスの検査方法は、表7のとおり、厚生省の通知（S52.11.4 環整第95号、H9.9.30 衛環第251号）及びダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づき実施する。

表7 廃棄物焼却施設（ばい煙発生施設）の検査方法

検査項目	検査方法の根拠	検査方法	報告下限値
ばいじん <sup>※2</sup>	厚生省通知（S52.11.4 環整第95号） （大防法施行規則別表第二備考）	JIS Z 8808	0.001g/m <sup>3</sup> N
窒素酸化物（NO <sub>x</sub> ） <sup>※2</sup>	厚生省通知（S52.11.4 環整第95号） （大防法施行規則別表第三の二備考）	JIS K 0104	5ppm
硫黄酸化物（SO <sub>x</sub> ） <sup>※2</sup>	厚生省通知（S52.11.4 環整第95号） （大防法施行規則別表第一備考）	JIS K 0103	5ppm
塩化水素（HCl） <sup>※2</sup>	厚生省通知（S52.11.4 環整第95号） （大防法施行規則別表第三備考）	JIS K 0107	1mg-HCl/m <sup>3</sup> N
一酸化炭素（CO）	厚生省通知（H9.9.30 衛環第251号）	JIS B 7951	10ppm
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条（H11.12.27）	JIS K 0311	なし <sup>※4</sup>
焼却灰の熱しゃく減量 <sup>※2、※3</sup>	厚生省通知（S52.11.4 環整第95号）	左記の通知に定める測定方法 （600℃±25℃で3時間強熱等）	1.0%

※1 排出ガスの一酸化炭素は1時間平均値で行うこととする。（H9.9.30 衛環第251号で、「酸素濃度12%換算値に換算した1時間平均値で100ppm以下となるよう燃焼管理を行うこと」とされている。）

※2 測定値の有効数字は原則として2桁とし3桁目以下は切り捨てるものとする。

※3 試料の採取に際しては、焼却炉が通常の運転状態における燃焼状況を反映したものとなるよう留意すること。

※4 検査結果はJIS K 0311により毒性換算をしたうえで、JIS Z 8401による数値の丸め方による。

ウ 廃棄物処理施設に係る水質の測定

(ア) 最終処分場以外の処理施設

a 廃棄物処理法

産業廃棄物処理施設については、施行規則第12条の6で、維持管理の技術上の基準として、「施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に水質検査を行うこと。」と定めている。この測定項目、頻度等の規定はなく、自主管理に委ねられている。

一般廃棄物処理施設では、ごみ処理施設について、施行規則第4条の5第1項で、維持管理の技術上の基準として、「施設から排出水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする」とともに、定期的に水質検査を行うこと。」と定めている。し尿処理施設について、施行規則第4条の5第2項で、維持管理の技術上の基準として、「放流水の生物化学的酸素要求量の日間平均値を1Lにつき20mg以下に、浮遊物質の日間平均値を1Lにつき70mg以下に、大腸菌群数の日間平均値を1cm<sup>3</sup>につき3,000個以下にするほか、当該放流水の水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする」と定めている。これらの測定項目、頻度等の規定はなく、自主管理に委ねられている。

また、廃棄物処理法第8条第2項第7号に規定する一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画又は廃棄物処理法第15条第2項第7号に規定する産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画において、より厳しい数値を達成することとした場合にあっては、当該数値に適合するよう維持管理することが必要となる。

b 水質汚濁防止法

産業廃棄物処理施設では表1が、一般廃棄物処理施設では表2が、水質汚濁防止法に定める特定施設に該当する。

また、水質汚濁防止法では、特定施設を有する事業場から排出水を公共用水域に排出する際に排水基準を設けて規制しており、その排水基準を表8及び表9に示す。特定施設（使用・設置・変更）届により届け出た項目について、1年に1回以上、汚染状態を測定し、その記録を3年間保存することが水質汚濁防止法により義務づけられている。

表8 水質汚濁防止法に係る有害物質の排水基準（一律排水基準）

有害物質の種類	許容限度：mg/L 以下
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして0.03
シアン化合物	シアンとして1
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1
鉛及びその化合物	鉛として0.1
六価クロム化合物	六価クロムとして0.5
砒素及びその化合物	砒素として0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として0.005
アルキル水銀化合物	不検出
ポリ塩化ビフェニル	0.003
トリクロロエチレン	0.1
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04

1,1-ジクロロエチレン	1
1,2-ジクロロエチレン	0.4 (シス体)
1,1,1-トリクロロエタン	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
セレン及びその化合物	セレンとして 0.1
ほう素及びその化合物	海域以外：ほう素として 10、海域：ほう素として 230
ふっ素及びその化合物	海域以外：ふっ素として 8、海域：ふっ素として 15
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計値) 100
1,4-ジオキサン	0.5

表9 水質汚濁防止法に係る生活環境項目の排水基準（一律排水基準）

生活環境項目 <sup>※1</sup>	許容限度：mg/L 以下
水素イオン濃度（水素指数）(pH)	海域以外：5.8 以上 8.6 以下 海域：5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量（BOD）	160（日間平均 120）
化学的酸素要求量（COD）	160（日間平均 120）
浮遊物質（SS）	200（日間平均 150）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	（鉱油類） 5、（動植物油脂類） 30
フェノール類含有量	5
銅含有量	3
亜鉛含有量	2
溶解性鉄含有量	10
溶解性マンガン含有量	10
クロム含有量	2
大腸菌群数	日平均値：3,000 個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	120（日間平均 60）
リン含有量	16（日間平均 8）

※1 生活環境項目の適用は、排水量 50m<sup>3</sup>/日以上

※2 表9に掲げられる排水基準（一律排水基準）に加え、水域、特定事業場の新設・既設、業種、排水量の規模によって、県が条例で定める排水基準（上乘せ排水基準）が適用される。

c ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排水の排出基準は、表 10 のとおりである。

表 10 ダイオキシン類の排水基準（廃棄物処理施設）

特定施設の種類の種類	排水基準
廃棄物焼却炉（火床面積 0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力 50kg/h 以上）に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	10pg-TEQ/L
廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設及び PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設	
上記施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	

d 試料の採取方法等

廃棄物処理施設からの放流水の採取方法は、工業用水及び工場排水の試料の採取方法等を規定している JIS K0094 又は JIS K0312（ダイオキシン類）に準拠して行う。

(a) 試料容器

試料容器は、保存中に試料の汚染、成分の損失などのおそれが少ない材質のものとしてガラス製、ポリエチレン製を選ぶ。また、密栓できるよう共栓のものを用い、汚染の心配のあるゴム製やコルク製の栓は使用しない。

○ ポリエチレン瓶

軽く、丈夫で、安価なところから広く用いられており、細口瓶が一般的であるが、広口のもの、角形のものなども必要に応じて使用する。

微量の金属類を試験するときは、温硝酸（1 + 10）又は温塩酸（1 + 5）で洗い、A1 の水で十分洗い、A2 又は A3 の水で十分すすぐ（A1 ~ A3 は、JIS K 0557 に規定される）。

一度使用した瓶からは重金属や有機物が溶出してくるおそれがあるため、微量成分の試験には、新しい瓶を用いるようにする。

○ 無色ガラス瓶

ホウケイ酸ガラス瓶を用いる。すり合わせの部分は汚染されやすいので注意を要する。ガラス瓶からは、試料の保存中にホウケイ酸ガラスの成分であるアルミニウム、シリカ、ナトリウム、カリウム、ホウ素などが、わずかではあるが溶出してくる場合があるので留意すること。

(b) 採水器

試料は試料容器に直接採取するのが、汚染防止の観点から望ましい方法であ



る。しかし、高い位置から採水する場合は、バケツ、ひしゃくなどの簡便な器具を用いる場合もある。

採水器は、有機物、油脂類、懸濁物などで汚染されやすいので、その都度洗浄する。また、著しい汚染に備えて、予備の採水器を用意しておく。

○ バケツ類

表層水の採水にはポリエチレン製、ポロプロピレン製のバケツなどを用いる。金属の試験以外では、ステンレス製の容器を用いてもよい。

排水溝などからの試料採取には、ポリエチレン製のひしゃくを用いることが便利である。

○ ハイロート採水器

おもりを付けた金属製の枠の中に試料容器を取り付けた採水器であり、それを所定の深さまで沈め、採水用のひもを引いて栓を抜き、その地点の水を採取する。

試料容器自身が採水器になっているので、試料の移し替えが禁じられているへキササン抽出物質試験用の採取に適している。

(c) 採取地点

排水の採取地点は、排水口である。しかし、排水路に適切な開口部がないなど試料採取に困難が伴うときは、排水管路の汚水ます、最終調整槽、排水処理施設の出口など排水口と同じ水質のものが採取できる場所でもよい。

(d) 採取頻度

水質の日変動をみる場合は、一日の作業時間内に2～3時間間隔で3回以上採取することを原則とし、水質の変動が少ないときは、適宜回数を減らしてもよい。日間の平均水質を求めるときは、採取した試料を混ぜ合わせて混合試料(コンポジットサンプル)を調製する。

(e) 採取方法

排水が排水口や排水管から落下している場合は、試料容器で直接採取するか、あるいはポリエチレン製等のバケツ類に採取した後、試料容器に静かに移す。

排水口で採取する場合は、水位の変化によって外部の水が逆流していることがあるので注意する。この場合、逆流防止と水質の平均化を図るため簡単な堰を設けて、その越流水を採取するとよい。水槽などの場合は通常、表層水を採取する。

なお、ダイオキシン類を採取(採水)する場合には、試料水による容器の洗浄は行わない。(共洗いをしてはならない。)

(f) 試料採取時の記録事項

試料を送付する場合は、試料容器を密封し、容器が破損したり、気密性が損なわれたり、異物が混入したりしないように包装をして、次の項目を試料に表示する。

試料の名称・番号、採取地点名及び位置、採取年月日、採取時の天候、採取者の氏名、当日の天候、気温・水温、概算 pH、試料の外観、におい等

(g) 試料の搬入方法

採取した試料は、すみやかに環境調査センター等の分析機関に搬入する。搬入にあたっては、検体を採取した職員から環境調査センター等の職員に確実に引き渡すとともに、試料の取り違えのないように厳に注意すること。

(h) 試料の保存方法

採取した試料は、直ちに試験することが望ましいが、試料数が多い場合や外部に試験を依頼する場合などは、試験に着手するまでに時間を要することもある。

保存中の試料の変質を抑える方法は、表 11 のとおりである。

表 11 試料容器と保存方法

測定項目	保存条件	試料容器(※)
pH	保存できない	P、G
BOD	0～10℃の暗所	P、G
COD	0～10℃の暗所	P、G
TOC、TOD	0～10℃の暗所	P、G
浮遊物質（懸濁物質）	0～10℃の暗所	P、G
ヘキサン抽出物	HCl (1+1) で pH4 以下（メチルオレンジで赤変）	G（広口）
大腸菌群数	0～5℃の暗所、9 時間以内に	P、G
重金属類	HNO <sub>3</sub> で pH1	P、G
溶解性 Fe、Mn	試料採取直後にろ紙 5 種 C でろ過、はじめの 50ml は捨てる。HNO <sub>3</sub> で pH1	P、G
Cr (VI)	そのままの状態、0～10℃の暗所	P、G
As	前処理をしないときは HCl（ヒ素分析用）で pH1	P、G
フェノール類	H <sub>3</sub> PO <sub>4</sub> で pH 約 4、CuSO <sub>4</sub> ・5H <sub>2</sub> O（1g/L 試料）を加え 0～10℃の暗所	G
ふっ素	規定なし	P
全燐	0～10℃の暗所、又は H <sub>2</sub> SO <sub>4</sub> （又は HCl）で pH2	P、G
シアン	NaOH（200g/L）で pH12、0～10℃（残留塩素を含むときはアスコルビン酸で還元した後、NaOH 添加）	P、G
有機燐	HCl で弱酸性	G
テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン	0～10℃の暗所	G

※ P:プラスチック容器、G:ガラス容器

e 検査方法

産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設の放流水の行政検査は、表 12 に基づき実施する。

表 12 廃棄物処理施設の水質の検査方法

対 象		規定内容	検定方法
産業廃棄物	表 1 の産業廃棄物処理施設のうち、水質汚濁防止法の特定施設の放流水	水質汚濁防止法第 3 条第 1 項	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法 (S49.9.30 環境庁告示第 64 号)
一般廃棄物	ごみ焼却施設の放流水 <sup>※1</sup>		
	し尿処理施設の放流水 <sup>※2</sup>		

※1 S52.11.4 環整第 95 号厚生省通達では、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数の測定を月 1 回以上とされている。カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、シアン化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物の測定を年 1 回以上とされている。

※2 S52.11.4 環整第 95 号厚生省通達では、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数、塩素イオン濃度の測定を月 1 回以上とされている。なお、塩素イオン濃度の検定方法 JIS K 0102(25)は、1981 年に同規格の改正で塩化物イオン（塩素イオン）の測定方法 JIS K 0102(35)に整理された。

(イ) 最終処分場

a 廃棄物処理法

産業廃棄物の最終処分場では、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年総理府令・厚生省令第 1 号）（以下「最終処分基準省令」という。）で、公共の水域及び地下水の汚染を防止するための構造と定期的な水質の測定等が規定されている。

最終処分基準省令における排水基準等の規定は、表 13 のとおりである。

表 13 最終処分場の維持管理に関する放流水等の水質の基準 (単位：mg/L)

番号	処分場 <sup>*1</sup>		管理型最終処分場 一般廃棄物最終処分場		安定型最終処分場		報告下限値
	対象試料		周縁地下水	放流水	周縁地下水	浸透水	
排水基準項目 (○：地下水等検査項目)			維持管理基準 <sup>*2</sup>		維持管理基準 <sup>*2</sup>		
1	○アルキル水銀化合物 (地下水：アルキル水銀)		不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005
2	○水銀及びアルキル水銀その他の 水銀化合物 (地下水：総水銀)		0.0005	0.005	0.0005	0.0005	0.0005
3	○カドミウム及びその化合物 (地下水：カドミウム)		0.003	0.03	0.003	0.003	管理型放流水：0.003 それ以外：0.0005
4	○鉛及びその化合物 (地下水：鉛)		0.01	0.1	0.01	0.01	管理型放流水：0.05 それ以外：0.005
5	○有機リン化合物		—	1	—	—	0.1
6	○六価クロム化合物 (地下水：六価クロム)		0.05	0.5	0.05	0.05	管理型放流水：0.05 それ以外：0.01
7	○砒素及びその化合物 (地下水：砒素)		0.01	0.1	0.01	0.01	管理型放流水：0.01 それ以外：0.005
8	○シアン化合物 (地下水：シアン)		不検出	1	不検出	不検出	0.1
9	○ポリ塩化ビフェニル		不検出	0.003	不検出	不検出	0.0005
10	○トリクロロエチレン		0.03	0.3	0.03	0.03	0.002
11	○テトラクロロエチレン		0.01	0.1	0.01	0.01	管理型放流水：0.002 それ以外：0.0005
12	○ジクロロメタン		0.02	0.2	0.02	0.02	管理型放流水：0.02 それ以外：0.002
13	○四塩化炭素		0.002	0.02	0.002	0.002	管理型放流水：0.002 それ以外：0.0002
14	○1,2-ジクロロエタン		0.004	0.04	0.004	0.004	管理型放流水：0.004 それ以外：0.0004
15	○1,1-ジクロロエチレン		0.1	1	0.1	0.1	管理型放流水：0.1 それ以外：0.01
16	○1,2-ジクロロエチレン		0.04	0.4 (シス体)	0.04	0.04	管理型放流水：0.04 それ以外：0.004 <sup>*4</sup>
17	○1,1,1-トリクロロエタン		1	3	1	1	管理型放流水：0.002 それ以外：0.0005
18	○1,1,2-トリクロロエタン		0.006	0.06	0.006	0.006	管理型放流水：0.006 それ以外：0.0006
19	○1,3-ジクロロプロペン		0.002	0.02	0.002	0.002	管理型放流水：0.002 それ以外：0.0002
20	○チウラム		0.006	0.06	0.006	0.006	管理型放流水：0.006 それ以外：0.0006
21	○シマジン		0.003	0.03	0.003	0.003	管理型放流水：0.003 それ以外：0.0003
22	○チオベンカルブ		0.02	0.2	0.02	0.02	管理型放流水：0.02 それ以外：0.002
23	○ベンゼン		0.01	0.1	0.01	0.01	管理型放流水：0.01 それ以外：0.001
24	○セレン及びその化合物 (地下水：セレン)		0.01	0.1	0.01	0.01	管理型放流水：0.01 それ以外：0.002
25	○1,4-ジオキサン		0.05	0.5	0.05	0.05	管理型放流水：0.05 それ以外：0.005
26	○塩化ビニルモノマー		0.002	—	0.002	0.002	0.0002
27	ほう素及びその化合物	海域以外	—	50	—	—	0.2
		海域		230			

28	ふっ素及びその化合物	海域以外	—	15	—	—	0.1
		海域	—	15			
29	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		—	200	—	—	1
30	水素イオン濃度 (水素指数)	海域以外	—	pH 5.8~8.6	—	—	—
		海域	—	pH 5.0~9.0			
31	生物化学的酸素要求量		—	60	—	20	1
32	化学的酸素要求量		—	90	—	40	1
33	浮遊物質		—	60	—	—	5
34	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油	—	5	—	—	1
		動植物性油脂	—	30			
35	フェノール類含有量		—	5	—	—	0.05
36	銅含有量		—	3	—	—	0.01
37	亜鉛含有量		—	2	—	—	0.01
38	溶解性鉄含有量		—	10	—	—	0.1
39	溶解性マンガン含有量		—	10	—	—	0.1
40	クロム含有量		—	2	—	—	0.1
41	大腸菌群数		—	(3,000 個/ml)	—	—	30
42	窒素含有量 <sup>※3</sup>		—	120(60)	—	—	0.5
43	燐含有量 <sup>※3</sup>		—	16(8)	—	—	0.1
44	ダイオキシン類		(1pg-TEQ/L) ※6	10pg-TEQ/L ※5	(1pg-TEQ/L) ※6	—	なし <sup>※7</sup>
45	塩化物イオン		—	—	—	—	1

※1 遮断型最終処分場の対象試料は、管理型最終処分場及び安定型最終処分場の周縁地下水の項目及び基準値に同じ。

※2 最終処分基準省令による。

※3 42番 窒素含有量及び43番 燐含有量の( )内は日間平均値を示す。

※4 1,2-ジクロロエチレン(管理型最終処分場の放流水を除く)については、シス体、トランス体をそれぞれ報告する(報告下限値:0.002mg/L)。

※5 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年1月総理府令・厚生省令第2号)による。

※6 ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準(平成11年12月環境庁告示第68号)

※7 検査結果はJIS K 0312により毒性換算をしたうえで、JIS Z 8401による数値の丸め方による。

## b 試料の採取方法

「ウ 廃棄物処理施設に係る水質の測定 (ア)最終処分場以外の処理施設 d 試料の採取方法」に準じて試料を採取する。

なお、周縁地下水については、井戸から採取する場合は、通常の運転状態で揚水しているときに採取する。休止している井戸では、通常の運転状態で少なくとも数時間揚水してから採取する。

ダイオキシン類の地下水採取にあたっては、「ダイオキシン類の測定のための地下水の採水に係る留意事項について(平成12年4月環水企第231号)」に留意すること。

c 検査方法

最終処分基準省令第3条で、「水質検査は、環境大臣が定める方法によるもの」とされている。

「一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法」(H10.6.16 環境庁・厚生省告示第1号)によるとされており、表14の検定方法の欄に基づき実施する。

表14 最終処分基準省令における検定方法

対 象	規定内容		検定方法
	測定方法の根拠(条文は、最終処分基準省令)	規定項目、基準値及び報告下限値	
一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物管理型最終処分場	放流水 (第1条第2項第14号ハ) <sup>※1</sup>	排水基準等 表13(1~43)	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(S49.9.30 環境庁告示第64号)
	周縁地下水 (第1条第2項第10号イ、ロ) <sup>※1</sup>	地下水等検査項目 表13(1~26)	地下水の水質汚濁に係る環境基準 (H9.3.13 環境庁告示第10号)
		電気伝導率 塩化物イオン	JIS K 0101(12) JIS K 0101(32)
産業廃棄物安定型最終処分場	浸透水 (第2条第2項第2号ホ)	地下水等検査項目 表13(1~26)	地下水の水質汚濁に係る環境基準 (H9.3.13 環境庁告示第10号)
		BOD(20mg/L)又はCOD(40mg/L)	水質汚濁に係る環境基準について(S46.12.28 環境庁告示第59号)
	周縁地下水 (第2条第2項第2号ハ)	地下水等検査項目 表13(1~26)	地下水の水質汚濁に係る環境基準 (H9.3.13 環境庁告示第10号)
産業廃棄物遮断型最終処分場	周縁地下水 (第1条第2項第10号イ、ロ) <sup>※2</sup>	地下水等検査項目 表13(1~26)	地下水の水質汚濁に係る環境基準 (H9.3.13 環境庁告示第10号)
		電気伝導率 塩化物イオン	JIS K 0101(12) JIS K 0101(32)

※1 産業廃棄物管理型最終処分場については、第2条第2項第3号で準用する。

※2 第2条第2項第1号で準用する。

※3 浸透水のpHは、JIS K 0102(12)による。

※4 全ての最終処分場に共通し、水温はJIS K 0102(7.2)、透視度はJIS K 0102(9)による。

※5 原則、有効数字は2桁とし、3桁目又は報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。

また、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃

棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成12年1月総理府令・厚生省令第2号）第2条で、「水質検査は、環境大臣が定める方法によるもの」とされており、表15の検定方法に基づき実施する。

表15 ダイオキシン類の検定方法

対 象	規定内容	検定方法
	測定方法の根拠（ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令）	
一般廃棄物最終処分場 及び産業廃棄物管理型 最終処分場	放流水（第1条第3号ロ）	JIS K 0312に 定める方法
	周縁地下水（第1条第1号）	

## エ 廃棄物処理施設に係る悪臭測定

### （ア）廃棄物処理法

産業廃棄物処理施設については、施行規則第12条の6で、維持管理の技術上の基準として、「産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。」と定めている。

一般廃棄物処理施設では、ごみ処理施設について、施行規則第4条の5第1項で、維持管理の技術上の基準として、「ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。」と定めている。し尿処理施設について、施行規則第4条の5第2項で、維持管理の技術上の基準として、「し尿の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。」と定めている。これらの測定項目、頻度等の規定はなく、自主管理に委ねられている。

また、廃棄物処理法第8条第2項第7号に規定する一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画又は廃棄物処理法第15条第2項第7号に規定する産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画において、次の悪臭防止法の基準値より厳しい数値を達成することとした場合にあっては、当該数値に適合するよう維持管理することが必要となる。

### （イ）悪臭防止法

愛知県では、県内全域を規制地域にしており、県内すべての工場・事業場が悪臭防止法の対象となる。規制は、臭気指数又は特定悪臭物質の濃度であり、物質濃度規制は、5市町、臭気指数規制は50市町村となっている。

臭気指数の基準を表16に、特定悪臭物質の基準を表17に示す。

表 16 臭気指数の基準値

区分	第 1 種地域	第 2 種地域	第 3 種地域
臭気指数	12	15	18

表 17 特定悪臭物質の基準値

(単位 : ppm)

悪臭物質	第 1 種地域		第 2 種地域		第 3 種地域	
	基準値	報告下限値	基準値	報告下限値	基準値	報告下限値
アンモニア	1	0.1	2	0.2	5	0.5
メチルメルカプタン	0.002	0.0002	0.004	0.0004	0.01	0.001
硫化水素	0.02	0.002	0.06	0.006	0.2	0.02
硫化メチル	0.01	0.001	0.05	0.005	0.2	0.02
二硫化メチル	0.009	0.0009	0.03	0.003	0.1	0.01
トリメチルアミン	0.005	0.0005	0.02	0.002	0.07	0.007
アセトアルデヒド	0.05	0.005	0.1	0.01	0.5	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05	0.005	0.1	0.01	0.5	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.0009	0.03	0.003	0.08	0.008
イソブチルアルデヒド	0.02	0.002	0.07	0.007	0.2	0.02
ノルマルパレルアルデヒド	0.009	0.0009	0.02	0.002	0.05	0.005
イソバレルアルデヒド	0.003	0.0003	0.006	0.0006	0.01	0.001
イソブタノール	0.9	0.09	4	0.4	20	2
酢酸エチル	3	0.3	7	0.7	20	2
メチルイソブチルケトン	1	0.1	3	0.3	6	0.6
トルエン	10	1	30	3	60	6
スチレン	0.4	0.04	0.8	0.08	2	0.2
キシレン	1	0.1	2	0.2	5	0.5
プロピオン酸	0.03	0.003	0.07	0.007	0.2	0.02
ノルマル酪酸	0.001	0.0001	0.002	0.0002	0.006	0.0006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.00009	0.002	0.0002	0.004	0.0004
イソ吉草酸	0.001	0.0001	0.004	0.0004	0.01	0.001

※ 1 物質濃度規制は、5市町（名古屋市、小牧市、春日井市、あま市（旧甚目寺町のみ）、大治町）

※ 2 基準の適用場所は、「敷地境界線」とする。

※ 3 名古屋市、春日井市及び小牧市は、悪臭防止法による物質濃度規制の他に、条例や指針などにより臭気指数による指導基準等を定めている。



## (ウ) 試料の採取場所の選定及び採取方法等

### a 採取場所の選定

敷地境界線での試料採取では、風向を考えながら事業場の周囲を一周して、臭気が最も強いと感じられる敷地境界線の外側 10m以内かつ地上 2 m以内の範囲で可能な限り採取場所を選定する。

また、測定の対象となる事業場の周辺に他の悪臭発生源が存在する場合には、操業状況、気象状況等に配慮し、他の発生源から排出されている悪臭の影響を受けないような状況の下で測定を行う。選定した場所の客観性を担保する一つの材料とするため、風向風速計を用いて、試料採取前に風向・風速を確認するとよい。

### b 試料採取方法

- ① 敷地境界線では、空気の流れによってにおいの強さの時間変動が大きいいため、施設稼動の変動パターンや気象情報（風向、風速等）をできるだけ把握した上で、においが最も強いと思われるピークをとらえて試料を採取する。
- ② 排出口での試料の採取では、排出ガス中の水分及びダストが影響しないように適切な除去手段を講じる。例えば、水分の除去には凝縮水トラップを用い、ダストの除去には導管にガラスウールを詰めたものを用いる。
- ③ 試料採取袋を用いる場合、採取袋は内壁への臭気の吸着があるため、原則再利用せず、その都度新品を用いて試料を採取する。
- ④ 直接採取法において、試料採取用ポンプを用いて複数の試料を採取する場合は、ポンプ内の試料通過部の部品をその都度交換するなどして、前の試料の影響が及ばないように注意する。

### c 採取した試料の保管

採取した試料の運搬及び保管の際は、臭気成分の変質を防ぐため、アルミラミネートの袋等を利用して遮光するなど直射日光を避ける。また、空調に管理された室内等で、温度上昇や温度低下による結露等が発生しないように注意して保管する。

### d オペレーター

地方公共団体が行う判定試験において、オペレーターは臭気測定業務従事者の資格は求められていないが、国による研修等を活用し、オペレーターの技術力の確保と測定体制の整備を図ることとする。

### e パネルの選定

- ① パネルの選定にあたっては、測定対象となる事業場と直接の利害関係を有する者、当日の体調が不調な者など判定試験に不適切な者を除いて選定し、測定の公正性を確保する。なお、直接の利害関係を有する者とは、測定対象となる事業場の関係者や苦情者であり、さらに、悪臭の防止に係る指導的立場にある

行政関係者についても、利害関係者に準ずる立場にある者と考えられ、原則としてパネルに選定しない。

- ② パネルの選定の際に、パネルの構成に偏りが無いように、年齢構成や男女比率に配慮する（調整が可能であれば、パネルの構成を、40歳未満、40歳以上の比率を1：1に、また、男女の比率を1：1にできるだけ近づけるように努める。）。

f 判定試験

- ① オペレーターはパネルが嗅覚疲労を起こさないように当初希釈試料の臭気を強くし過ぎないように慎重に当初希釈倍数を決定する。例えば、複数のオペレーターがいる場合には互いに確認を取るなどの方法がある。
- ② オペレーターは当初希釈試料だけでなく、各希釈段階の試料についても強度を確認し、正確な希釈操作が行われているかどうかチェックする。なお、複合臭の場合は希釈の進行とともに質が変化する場合があるので注意する。
- ③ オペレーターは、パネルに必要な応じて事前に嗅ぎ方の指導（実演を含む）を行い、統一した方法で判定が行われるように注意する。
- ④ パネルを番号指定の席に座らせ、オペレーターの指示内容を再確認するための補助者を置き、パネルに対して正しく検体が置かれ、解答が正しく回収されたことを確認する。
- ⑤ 判定試験は原則として試料採取の当日に実施する。当日の実施が不可能な場合には、翌日のできる限り早い時期に実施する。

(エ) 検査方法

臭気指数又は特定悪臭物質の行政検査は、表 18 に基づき実施する。

表 18 廃棄物焼却施設の悪臭の検査方法

対 象	規定内容		検定方法
	基準	規定項目、基準値及び報告下限値	
一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設	臭気指数 (悪臭防止法施行規則第1条(S47.5.30))	表 16 を参照のこと	臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法 (H7.9.13 環境庁告示第 63 号)
	特定悪臭物質 (悪臭防止法施行規則第1条又は第3条(S47.5.30))	表 17 を参照のこと	特定悪臭物質の測定の方法 (S47.5.30 環境庁告示第 9 号)

※1 臭気指数の測定結果は、1未満の端数を四捨五入する。

※2 特定悪臭物質の測定結果は、原則、有効数字は2桁とし、3桁目又は報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。

## オ 廃棄物処理施設に係る騒音・振動測定

### (ア) 廃棄物処理法

産業廃棄物処理施設については、施行規則第 12 条の 6 で、維持管理の技術上の基準として、「著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。」と定めている。

一般廃棄物処理施設では、ごみ処理施設について施行規則第 4 条の 5 第 1 項で、し尿処理施設について施行規則第 4 条の 5 第 2 項で、維持管理の技術上の基準として、「著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。」と定めている。

これらの測定項目、頻度等の規定はなく、自主管理に委ねている。

また、廃棄物処理法第 8 条第 2 項第 7 号に規定する一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画又は廃棄物処理法第 15 条第 2 項第 7 号に規定する産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画において、下記の騒音規制法、振動規制法の基準値より厳しい数値を達成することとした場合にあっては、当該数値に適合するよう維持管理することが必要となる。

### (イ) 騒音規制法、振動規制法

騒音規制法及び振動規制法では、機械プレスや送風機など、著しい騒音や振動を発生する施設であって、政令で定める施設を設置する工場・事業場（以下「特定工場等」という。）が規制対象となる。

市においては市長が、町村においては都道府県知事が、騒音や振動について規制する地域を指定するとともに、環境大臣が定める基準の範囲内において時間及び区域の区分ごとの規制基準を定め、市町村長が規制対象となる特定施設等に関し、必要に応じて改善勧告等を行うこととなっている。

騒音及び振動の規制基準は、それぞれ表 19 及び表 20 のとおりである。

表 19 騒音規制法による規制基準（県告示）

（単位：dB）

法の区域 の区分	時間の区分 地域の区分	昼 間	朝・夕	夜 間
		8～19 時	6 時～8 時 19 時～22 時	22 時～翌日の 6 時
第 1 種	第 1 種低層住居専用地域	4 5	4 0	4 0
	第 1 種中高層住居専用地域			
	第 2 種低層住居専用地域			
	第 2 種中高層住居専用地域			
第 2 種	第 1 種住居地域	5 0	4 5	4 0
	第 2 種住居地域			
	準住居地域			
第 3 種	市街化調整区域	6 0	5 5	5 0
	近隣商業地域	6 5	6 0	5 0
	商業地域 準工業地域			
第 4 種	工業地域	7 0	6 5	6 0
	工業専用地域	7 5	7 5	7 0
	都市計画区域外	6 0	5 5	5 0

※ 各市の規制基準は、市ごとに定められている。

表 20 振動規制法による規制基準（県告示）

（単位：dB）

法の区域 の区分	時間の区分 地域の区分	昼 間	夜 間
		7～20 時	20 時～翌日の 7 時
第 1 種	第 1 種低層住居専用地域	6 0	5 5
	第 1 種中高層住居専用地域		
	第 2 種低層住居専用地域		
	第 2 種中高層住居専用地域		
第 2 種	第 1 種住居地域	6 5	5 5
	第 2 種住居地域		
	準住居地域		
第 2 種	市街化調整区域	6 5	6 0
	近隣商業地域		
	商業地域 準工業地域		
	工業地域	7 0	6 5
	工業専用地域	7 5	7 0
	都市計画区域外	6 5	6 0

※ 各市の規制基準は、市ごとに定められている。

## (ウ) 測定地点の選定

騒音、振動測定地点にあたっては、必要に応じて事前調査を行うとともに、測定時に記録の方法を含めて環境調査センターの技術的助言等を受け、適切に選定すること。

### a 騒音

工場又は事業場に設置されている特定施設の騒音は、敷地境界線における騒音の大きさを許容限度として規制基準が定められているので、原則として敷地境界線での騒音レベルを測定する。

マイクロホンの地上からの高さについては定めがないので、状況に応じた高さで測定する。一般には地上 1.2m～1.5m とする。

また、近傍に幹線道路があるなど、暗騒音の影響がみられる場合には、できるだけ暗騒音の影響を受けない測定地点を選定すること。建物の壁等による騒音の反射影響がない地点で測定を行う必要がある。

### b 振動

工場又は事業場に設置されている特定施設の振動は、敷地境界線における振動の大きさを許容限度として規制基準が定められているので、原則として敷地境界線での振動レベルを測定する。

振動ピックアップを緩衝物ややわらかい地面の上に設置すると、設置共振現象により実際の振動より大きく測定されることがある。このため、振動ピックアップは、緩衝物がなく、十分の踏み固め等の行われているかたい場所に設置する。

## (エ) 検査方法

一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設では、騒音規制法の特定工場等に該当する場合は、表 19 の規制基準が適用され、その測定方法は、表 21 に基づき実施する。

また、振動規制法の特定工場等に該当する場合には、表 20 の規制基準が適用され、その測定方法は、表 21 に基づき実施する。

表 21 廃棄物処理施設等の騒音・振動の検査方法

対 象	規定内容		検定方法
	基準	規定項目、基準値	
一般廃棄物処理施設及び 産業廃棄物処理施設	騒音 (騒音規制法)	表 19 を参照のこと	S43.11.27 厚生省・農林水産省・運輸省告示第 1 号 (JIS Z 8731)
	振動 (振動規制法)	表 20 を参照のこと	S51.11.10 環境庁告示第 90 号第 1 条備考 5 (JIS Z 8735)

※ 測定結果は、1 未満の端数を四捨五入する。

(2) 特別管理廃棄物の判定基準等

ア 廃棄物処理法（特別管理廃棄物の種類と判定基準）

(ア) 産業廃棄物

廃棄物処理法では、「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物」を特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物（以下、「特別管理廃棄物」という。）として規定し、必要な処理基準を設け、通常の廃棄物よりも厳しい規制を行っている。特別管理産業廃棄物は、廃棄物処理法において、表 22 及び表 23 のとおり定められている。

表 22 特別管理産業廃棄物の分類と概要

分類		概要	
1	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（難燃性のタールピッチ類等を除く）	
2	廃酸	著しい腐食性を有する pH2.0 以下の廃酸	
	廃アルカリ	著しい腐食性を有する pH12.5 以上の廃アルカリ	
3	感染性産業廃棄物 <sup>※1</sup>	医療機関等から排出される産業廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの	
4	特定有害産業廃棄物	廃 PCB 等	廃 PCB 及び PCB を含む廃油
		PCB 汚染物	PCB が染みこんだ汚泥、PCB が塗布され、又は染みこんだ紙くず、PCB が染みこんだ木くず若しくは繊維くず、PCB が付着し、又は封入されたプラスチック類若しくは金属くず、PCB が付着した陶磁器くず若しくはがれき類
		PCB 処理物	廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したもので PCB を含むもの
		指定下水汚泥	下水道法施行令第 13 条の 4 の規定により指定された汚泥（表 23 <sup>※3</sup> 参照）
		鉍さい	重金属等を一定濃度を超えて含むもの（表 23 <sup>※3</sup> 参照）
		廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉じん発生施設が設置されている事業場から生じたもので飛散するおそれのあるもの
		燃え殻 <sup>※1</sup>	重金属等、ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの（表 23 <sup>※3</sup> 参照）
		ばいじん <sup>※1</sup>	重金属等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの（表 23 <sup>※3</sup> 参照）
		廃油 <sup>※1</sup>	有機塩素化合物等、1,4-ジオキサンを含むもの（表 23 <sup>※3</sup> 参照）
		汚泥、廃酸又は廃アルカリ <sup>※1</sup>	重金属等、PCB、有機塩素化合物等、農薬等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの（表 23 <sup>※3</sup> 参照）

※1 排出元の施設の限定あり。

※2 鉍さいについては、ダイオキシン類の基準は適用されない。

※3 法施行規則及び金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年総理府令第 5 号）（以下「判定基準省令」という。）に定める基準

表 23 特別管理産業廃棄物の判定基準（法施行規則第 1 条の 2）（1 / 2）（単位：mg/L）

有害物質の種類		燃え殻・ばいじん・鉱さい			廃油（廃溶剤に限る）		報告下限値
		燃え殻・ばいじん・鉱さい	処理物（廃酸・廃アルカリ）	処理物（廃酸・廃アルカリ以外）	処理物（廃酸・廃アルカリ）	処理物（廃酸・廃アルカリ以外）	
1	アルキル水銀	不検出	不検出	不検出	—	—	0.0005
	水銀	0.005	0.05	0.005	—	—	0.0005
2	カドミウム	0.09	0.3	0.09	—	—	0.01
3	鉛	0.3	1	0.3	—	—	0.05
4	有機燐 <sup>※1</sup>	—	—	—	—	—	0.1
5	六価クロム	1.5	5	1.5	—	—	0.05
6	砒素	0.3	1	0.3	—	—	0.01
7	シアン	—	—	—	—	—	0.1
8	PCB	—	—	—	（廃油：0.5mg/kg）		0.0005
9	トリクロロエチレン	—	—	—	3	0.3	0.002
10	テトラクロロエチレン	—	—	—	1	0.1	0.002
11	ジクロロメタン	—	—	—	2	0.2	0.02
12	四塩化炭素	—	—	—	0.2	0.02	0.002
13	1,2-ジクロロエタン	—	—	—	0.4	0.04	0.004
14	1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	10	1	0.1
15	シス-1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	4	0.4	0.04
16	1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	30	3	0.002
17	1,1,2-トリクロロエタン	—	—	—	0.6	0.06	0.006
18	1,3-ジクロロプロペン	—	—	—	0.2	0.02	0.002
19	チウラム	—	—	—	—	—	0.006
20	シマジン	—	—	—	—	—	0.003
21	チオベンカルブ	—	—	—	—	—	0.02
22	ベンゼン	—	—	—	1	0.1	0.01
23	セレン又はその化合物	0.3	1	0.3	—	—	0.01
24	1,4-ジオキサン	0.5 <sup>※3</sup>	5 <sup>※3</sup>	0.5 <sup>※3</sup>	5	0.5	0.05
25	ダイオキシン類 <sup>※2</sup>	3ng-TEQ/g <sup>※4</sup>	100ng-TEQ/g <sup>※4</sup>	3ng-TEQ/g <sup>※4</sup>	—	—	なし <sup>※5</sup>
根拠法令		判定基準省令	法施行規則	判定基準省令	法施行規則	判定基準省令	
		別表第 1、第 5	別表第 1	別表第 6	別表第 1	別表第 6	

- ※1 有機燐化合物とは、パラチオン、メチル馬拉チオン、メチルジメトン、EPNをいう。
- ※2 既施設（ダイオキシン類対策特別措置法施行日の平成12年1月15日現在、設置済み、又は工事中のもの）については、セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないような処理をするなど、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則附則第2条第3項で定める方法により処分する場合、基準は適用されない。
- ※3 ばいじん及びその処理物に適用する。
- ※4 鉱さい及びその処理物は除外する。
- ※5 検査結果は JIS K 0312 により毒性換算をしたうえで、JIS Z 8401 による数値の丸め方による。

表 23 特別管理産業廃棄物の判定基準（法施行規則第 1 条の 2）（2 / 2）（単位：mg/L）

有害物質の種類		汚泥・廃酸・廃アルカリ				報告下限値
		汚泥	廃酸・廃アルカリ	処理物（廃酸・廃アルカリ）	処理物（廃酸・廃アルカリ以外）	
1	アルキル水銀	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005
	水銀	0.005	0.05	0.05	0.005	0.0005
2	カドミウム	0.09	0.3	0.3	0.09	0.01
3	鉛	0.3	1	1	0.3	0.05
4	有機燐 <sup>*1</sup>	1	1	1	1	0.1
5	六価クロム	1.5	5	5	1.5	0.05
6	砒素	0.3	1	1	0.3	0.01
7	シアン	1	1	1	1	0.1
8	PCB	0.003	0.03	0.03	0.003	0.0005
9	トリクロロエチレン	0.3	3	3	0.3	0.002
10	テトラクロロエチレン	0.1	1	1	0.1	0.002
11	ジクロロメタン	0.2	2	2	0.2	0.02
12	四塩化炭素	0.02	0.2	0.2	0.02	0.002
13	1,2-ジクロロエタン	0.04	0.4	0.4	0.04	0.004
14	1,1-ジクロロエチレン	1	10	10	1	0.1
15	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	4	4	0.4	0.04
16	1,1,1-トリクロロエタン	3	30	30	3	0.002
17	1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.6	0.6	0.06	0.006
18	1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.2	0.2	0.02	0.002
19	チウラム	0.06	0.6	0.6	0.06	0.006
20	シマジン	0.03	0.3	0.3	0.03	0.003
21	チオベンカルブ	0.2	2	2	0.2	0.02
22	ベンゼン	0.1	1	1	0.1	0.01
23	セレン又はその化合物	0.3	1	1	0.3	0.01
24	1,4-ジオキサン	0.5	5	0.5 <sup>3</sup>	0.5	0.05
25	ダイオキシン類 <sup>*2</sup>	3ng-TEQ/g	100ng-TEQ/g	100ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g	なし <sup>*2</sup>
根拠法令		判定基準省令	法施行規則	法施行規則	判定基準省令	
		別表第 6	別表第 1	別表第 1	別表第 6	

※1 有機燐化合物とは、パラチオン、メチル馬拉チオン、メチルジメトン、EPNをいう。  
 ※2 検査結果は JIS K 0312 により毒性換算をしたうえで、JIS Z 8401 による数値の丸め方による。

(イ) 一般廃棄物

特別管理一般廃棄物は、廃棄物処理法において表 24 の 3 種類が定められている。これらのうち、特別管理一般廃棄物の判定基準が定められているものは、ばいじん、燃え殻及び汚泥についてである。（施行令別表第 1、施行規則第 1 条第 3 項）



表 24 特別管理一般廃棄物の種類と内容

種 類		内 容	判定基準
1	PCB を使用した部品	一般廃棄物であるエアコン・テレビ・電子レンジに含まれるもの	—
2	ばいじん、燃え殻及び汚泥	1 時間あたりの処理能力が 200k g 以上又は火格子面積が 2m <sup>2</sup> 以上の焼却灰とばいじんが分離して排出されるごみ焼却施設で発生し、集じん施設で集められたばいじん	—
		火床面積が 0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力が 1 時間あたり 50kg 以上の廃棄物焼却炉において生じたばいじん又は燃え殻	3ng-TEQ/g
		火床面積が 0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力が 1 時間あたり 50kg 以上の廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設又は汚水等を排出する灰貯留施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥	3ng-TEQ/g
		上記のばいじん、燃え殻及び汚泥を処分するために処理したもの	3ng-TEQ/g
3	感染性一般廃棄物	医療機関等（病院、診療所等）から排出される血液等の付着したガーゼなどの感染性病原体を含む又はそのおそれのある一般廃棄物	—

#### イ 試料の採取方法

廃棄物に関する検定では、検定に用いる試料が、事業場等で採取した時点と同一の状態のものでなければならないが、燃え殻、汚泥、ばいじんは、特に水分が変動しやすいため、「検定方法告示」では、これらを「有姿のまま採取し」と記載している。したがって、検定用試料を取り扱う際には、吸湿、乾燥による水分の変化を極力避ける必要がある。

また、トリクロロエチレン等のように揮発性が高い物質については、「検定方法告示」によれば別表 2（3）イに「試料の取扱い」として、試料は密閉できるガラス製容器又は分析対象物質が吸着しない容器に空隙が残らないように採取することと、試験は試料採取後直ちに行うことを原則とすること等が、特に規定されている。

##### （ア） 現場におけるサンプリング方法

焼却灰等の固形状廃棄物では、サンプリング位置が数 cm 離れるだけで分析結果が大きく異なることがある。一方で、液状の検体では、その中に含まれている有害物質等は均一に混合されている場合が多く、サンプリングによる分析誤差は、焼却灰等の固形状廃棄物に比べて少ない。

産業廃棄物の平均的な性状を的確に把握するためには、JIS K 0060 に基づき分析に供する試料をサンプリングする必要がある。

JIS K 0060 に基づくサンプリング方法の例は、次のとおりであるが、通常の立入検査などで、廃棄物の処理工程が十分に把握されている場合は、表 26 に関係なく 3～5 インクリメントを採取することとする。

**例：山積みされた 3t の汚泥からの採取例（ストックパイル（堆積物）サンプリング）**

最大粒径が 5 mm の場合は、表 25 から選定した 70mL 程度の採取容器を用いて、表 26 に示したインクリメントの最小必要個数 10 個の試料を採取する。

例えば、直方体の汚泥堆積物（ロット（各種の試験を行うときに、ほぼ同一性状・成分とみなせる同一発生源の廃棄物））について試料を採取する場合は、図 2 に示すように、5 等分して上層と下層の 2 層に分けた各層（10 ヶ所）から無作為にインクリメントを採取する（ランダムサンプリング）。次に、インクリメントを全部集めてそのロットの大口試料として、よく混ぜ合わせて均一した後、分析に供する。

**表 25 最大粒径とインクリメントの大きさ（平均体積）**

最大粒径 mm	1	5	10	16	22.4	31.5	40	50	70	100	125	150
インクリメントの平均 体積 mL	16	70	120	180	270	380	730	1,600	3,700	11,000	21,000	35,000

※1 インクリメント：ロットから試料採取器によって、1 動作で採取した単位量の廃棄物。

※2 採取容器：最大粒度によって 1 回の採取体積が決められており、さらに採取容器の基本的な形態も定められている。

**表 26 インクリメントの採取個数 ロットの大きさとインクリメントの最小必要個数**

ロットの大きさ (t)	インクリメントの最小必要個数
1 未満	6
1 以上 5 未満	10
5 以上 30 未満	14
30 以上 100 未満	20
100 以上 500 未満	30
500 以上 1,000 未満	36
1,000 以上 5,000 未満	50
5,000 以上	60

※1 底までのボーリングの全量を 1 インクリメントとする場合は、最小必要個数の 1/2 でよい。

※2 そのロットの予備知識がない場合は、最小必要個数の 2 倍以上のインクリメントを採取する。

※3 廃棄物の処理工程が十分に把握されている場合は、表に関係なく 3～5 インクリメントを採取する。

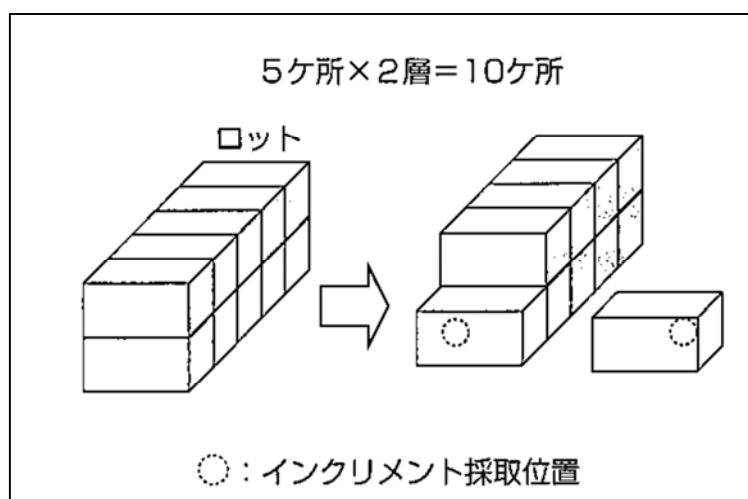


図2 サンプルング形態の例

(イ) 試料の取扱い

採取した試料を入れる容器は、清浄かつ丈夫であるとともに、確実にふた又は封ができるものでなければならない。特に、汚泥の試料容器は、サンプルの変質や吸着の恐れがない材質を用い、気密性があり水漏れや吸湿性がなく、水分が揮発せず、内面が腐食しないものであること。

試料を送付する場合は、試料容器を密封し、容器が破損したり、気密性が損なわれたり、異物が混入したりしないように包装し、次の項目を試料に表示する。

品名及びロット名、ロットの大きさ、試料採取の場所、試料採取の年月日（時刻、天候など）、試料番号、試料採取責任者、試料採取方法、試料調整者氏名、試料調整の年月日、その他必要事項

また、揮発性化合物を試験対象とする試料については、遮光して、0～10℃に保冷して送付すること。

ウ 検査方法

(ア) 産業廃棄物

産業廃棄物が特別管理産業廃棄物であるか否かの判定は、施行規則第1条の2第15項で環境大臣が定める方法で検出された値によるとされており、「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成4年厚生省告示第192号）（以下、「厚生省告示第192号」という。）」により定められている。その概要を表27に示す。

ダイオキシン類は「厚生省告示第192号」の中で検定方法が規定されているが、ダイオキシン類以外は、「厚生省告示第192号」で「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年、環境庁告示第13号）（以下「検定方法告示」という。）」によ

ることとされている。

行政検査では、対象廃棄物ごとに、表 27 の検定方法に定められた方法に基づいて実施する。

表 27 特別管理産業廃棄物に係る判定基準の検定方法

対象廃棄物等		検定物質	検定方法の根拠	検定方法
ダイオキシン類特定施設、廃棄物焼却施設等	ばいじん、燃え殻、汚泥等及びこれらの処理物	ダイオキシン類	厚生省告示第 192 号	厚生省告示第 192 号別表第 1
廃酸・廃アルカリ(腐食性)	廃酸・廃アルカリ	pH		JIS K 0102 12.1
PCB 処理物	廃油、廃酸・廃アルカリ、廃プラスチック類・金属くず・陶磁器くず 等	PCB		厚生省告示第 192 号別表第 2～第 4
その他の特別管理産業廃棄物(特定有害産業廃棄物)	燃え殻、汚泥、銹さい、ばいじん及びこれらの処理物で廃酸・廃アルカリ以外のもの	アルキル水銀、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はその化合物、シアン化合物、PCB、セレン又はその化合物、揮発性有機塩素化合物、ベンゼン、農薬類、1,4-ジオキサン		環境庁告示第 13 号(検定方法告示)

※1 揮発性有機化合物は、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン

※2 農薬類は、チウラム、シマジン、チオベンカルブ

※3 原則、有効数字は2桁とし、3桁目又は報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。

(イ) 一般廃棄物

特別管理一般廃棄物については、ばいじん、燃え殻及び汚泥について、ダイオキシン類の基準が定められており、表 27 と同様に「厚生省告示第 192 号」により、ダイオキシン類の行政検査を実施する。

(3) 有害な廃棄物の埋立処分基準等

ア 廃棄物処理法(埋立処分の判定基準等)

(ア) 産業廃棄物

産業廃棄物の最終処分にあたっては、金属等の検定を実施し、この検定値が「判定基準省令」に規定する判定基準に適合するか否かを判定し、埋立処分場の遮断型・管理型最終処分場の別を決めることとなる。

遮断型処分場で処分しなければならないものの判定基準は、表 28 に適合しないものと定められている。なお、一部の汚泥については、埋立処分に際して、判定基準に適合させる必要がある。

表 28 金属等を含む産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準（1 / 2）

有害物質の種類		特別管理産業廃棄物 <sup>*1</sup>			
		水銀を含む燃え殻とばいじん、その処理物 <sup>*3</sup>	その他の燃え殻、ばいじん、鉍さい、その処理物 <sup>*3</sup>	水銀やシアンを含む汚泥、その処理物 <sup>*3</sup>	その他の汚泥、その処理物 <sup>*3</sup>
試験方法（単位）		溶出試験（mg/L 以下）			
1	アルキル水銀化合物	不検出	不検出 <sup>*4</sup>	不検出	—
	水銀又はその化合物	0.005	0.005 <sup>*4</sup>	0.005	—
2	カドミウム又はその化合物 <sup>*5</sup>	—	0.09	—	0.09
3	鉛又はその化合物 <sup>*5</sup>	—	0.3	—	0.3
4	有機燐化合物	—	—	—	1
5	六価クロム化合物 <sup>*5</sup>	—	1.5	—	1.5
6	砒素又はその化合物 <sup>*5</sup>	—	0.3	—	0.3
7	シアン化合物	—	—	1	—
8	P C B	—	—	—	0.003
9	トリクロロエチレン	—	—	—	0.3
10	テトラクロロエチレン	—	—	—	0.1
11	ジクロロメタン	—	—	—	0.2
12	四塩化炭素	—	—	—	0.02
13	1,2-ジクロロエタン	—	—	—	0.04
14	1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	1
15	シス-1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	0.4
16	1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	3
17	1,1,2-トリクロロエタン	—	—	—	0.06
18	1,3-ジクロロプロペン	—	—	—	0.02
19	チウラム	—	—	—	0.06
20	シマジン	—	—	—	0.03
21	チオベンカルブ	—	—	—	0.2
22	ベンゼン	—	—	—	0.1
23	セレン又はその化合物 <sup>*5</sup>	—	0.3	—	0.3
24	1,4-ジオキサン	—	0.5 <sup>*6</sup>	—	0.5
25	ダイオキシン類 <sup>*7</sup>	—	3ng-TEQ/g	—	3ng-TEQ/g
基準に適合しない産業廃棄物の名称		有害な特別管理産業廃棄物			

表 28 金属等を含む産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準（2 / 2）

有害物質の種類		特別管理産業廃棄物以外の廃棄物 <sup>※2</sup>			
		水銀を含む 燃え殻とば いじん、その 処理物 <sup>※3</sup>	その他の燃え 殻、ばいじん、 その処理物 <sup>※3</sup>	水銀やシアン 含有汚泥、そ の処理物 <sup>※3</sup>	その他の汚 泥、その処理 物 <sup>※3</sup>
試験方法（単位）		溶出試験（mg/L 以下）			
1	アルキル水銀化合物	不検出	—	不検出	—
	水銀又はその化合物	0.005	—	0.005	—
2	カドミウム又はその化合物 <sup>※5</sup>	—	0.09	—	0.09
3	鉛又はその化合物 <sup>※5</sup>	—	0.3	—	0.3
4	有機燐化合物	—	—	—	1
5	六価クロム化合物 <sup>※5</sup>	—	1.5	—	1.5
6	砒素又はその化合物 <sup>※5</sup>	—	0.3	—	0.3
7	シアン化合物	—	—	1	—
8	P C B	—	—	—	0.003
9	トリクロロエチレン	—	—	—	0.3
10	テトラクロロエチレン	—	—	—	0.1
11	ジクロロメタン	—	—	—	0.2
12	四塩化炭素	—	—	—	0.02
13	1,2-ジクロロエタン	—	—	—	0.04
14	1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	1
15	シス-1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	0.4
16	1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	3
17	1,1,2-トリクロロエタン	—	—	—	0.06
18	1,3-ジクロロプロペン	—	—	—	0.02
19	チウラム	—	—	—	0.06
20	シマジン	—	—	—	0.03
21	チオベンカルブ	—	—	—	0.2
22	ベンゼン	—	—	—	0.1
23	セレン又はその化合物 <sup>※5</sup>	—	0.3	—	0.3
24	1,4-ジオキサン	—	0.5 <sup>※6</sup>	—	0.5
基準に適合しない産業廃棄物の名称		有害な産業廃棄物			

※1 特別管理産業廃棄物の埋立処分基準は、施行令第6条の5第1項第3号による。

※2 産業廃棄物の埋立処分基準は、施行令第6条第1項第3号による。

※3 処理物とは、その廃棄物を処分するために処理したもので、廃酸、廃アルカリ以外のものをいう。

※4 鉍さい、その処理物に適用する。

※5 3倍値基準である。

※6 燃え殻及びばいじんに適用する。

※7 ダイオキシン類は、鉍さいを除いた燃え殻、ばいじん、汚泥及びその処理物に含まれる濃度を示す。

#### (イ) 一般廃棄物

一般廃棄物の最終処分では、判定基準省令のような溶出基準の定めはないが、平成4年8月31日付け環水企第182号で、判定基準省令を準用することとしているため、表28を準用する。

#### イ 試料の採取方法

「(2) 特別管理廃棄物の判定基準等に係る検定 イ 試料の採取方法」に準じて試料を採取する。

#### ウ 検査方法

「判定基準省令」の第4条で、判定基準は「検定方法告示」により検定した検出値によると規定している。このため、産業廃棄物及び一般廃棄物の行政検査は、表29のとおり、「検定方法告示」に基づき実施する。

表29 廃棄物の最終処分の検定方法

対象廃棄物等	検定方法の根拠	検定方法	報告下限値
表28の有害物質	判定基準省令	検定方法告示	表23のとおりとする。

※ 原則、有効数字は2桁とし、3桁目又は報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。

## 4 留意事項

### (1) 本マニュアルに係る職員研修の実施

廃棄物処理施設関係の行政検査においては、測定手法や測定値の取扱いなどが大気汚染防止法などの関係公害法令と異なる場合があり、行政検査の過程や結果の取扱い、判定に関し、統一性、正確性、客観性を高めることが求められている。

このため、行政検査に携わる職員の計画的な資質を向上させる必要があり、資源循環推進課が毎年実施している「産業廃棄物の適正処理に係る研修会」において、本マニュアルに基づく研修を実施し、その修得を図るとともに、その他にも機会を捉えて周知・徹底を行うものとする。

また、職員研修をより実務的かつ具体的なものに見直し、職員の育成に努めるとともに、技術的能力を向上させるため、国が実施する研修等を活用するなどして計画的に研修を実施する。

### (2) 事業者等からの問い合わせへの対応

行政検査を受けた事業者等からその分析方法等に関する問い合わせがあった場合には、分析実施機関（環境調査センター、西三河県民事務所及び尾張県民事務所知多県民センター）から分析方法等について説明し、相手方の理解を得るように努める。

## 一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について

公布日：昭和 52 年 11 月 4 日

環整 95 号

[改定]

平成 2 年 2 月 1 日 衛環 22 号

各都道府県一般廃棄物処理担当部(局)長あて環境衛生局水道環境部環境整備課長通達

一般廃棄物処理事業に対する指導の強化について、昭和五二年十一月四日環整第九四号厚生省環境衛生局水道環境部長通知(以下「部長通知」という。)により指示されたところであるが、なお、下記事項に留意のうえ、貴管下市町村を指導されたい。

### 記

#### 1 部長通知 1 の(2)の一般廃棄物処理基本計画の策定について

##### (1) 基本的事項

- ① 本計画は、一〇～一五箇年計画とするが、おおむね五年ごとに、または諸条件に大きな変動のあつた場合等必要に応じて見直すこと。
- ② 本計画には、別紙 1 に掲げる事項を定めること。

##### (2) 策定に当たって検討すべき事項

- ① 本計画は、市町村における一般廃棄物の処理に係る長期的視点に立つた基本方針を明確にするものであり、その策定に当たっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、地域の開発計画、住民の要望等を踏まえた上で、一般廃棄物の処理施設の整備、収集・運搬の効率化、最終処分場の確保、財源の確保等について十分検討するとともに、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討すること。
- ② ごみ処理に係る本計画(以下「ごみ処理基本計画」という。)の策定に当たっては、ごみの排出抑制・再資源化に十分配慮し、住民協力のあり方等についても検討すること。
- ③ 生活排水(し尿、生活雑排水及び浄化槽汚泥等をいう。)に係る本計画(以下「生活排水処理基本計画」という。)の策定に当たっては、住民の水洗化に対する要望や生活雑排水対策のニーズ、浄化槽の普及状況等を勘案するとともに下水道事業との相互調整を行い、合理的なものとする。また、特に生活雑排水の処理については住民協力のあり方等についても検討すること。
- ④ 隣接市町村との共同処理についても十分検討すること。  
特に、大都市圏等廃棄物の最終処分空間の確保が困難となつている地域にあつては、自区域内における最終処分空間の確保の方策等について十分検討した上で、広域臨海環境整備センター法に基づく広域処理の実施等近隣の市町村と共同して利用する最終処分空間の確保についても十分検討すること。
- ⑤ 広域臨海環境整備センター法に基づく広域処理対象区域にあつては、以下の点に留意の上策定すること。  
ア 本計画において、広域臨海環境整備センターの広域処理場以外の最終処分空間の確保の見通しを踏まえた上で広域臨海環境整備センターに処理委託する理由並びに広域処理場への搬入時期、搬入量、必要な中間処理施設の整備、広域処理に係る住民に対する広報・啓発活動等について明らかにすること。  
イ 本計画の策定にあつては、広域処理場の埋立て期間、受入れ基準等を考慮するとともに、広域処理場への廃棄物の運搬に関し、積出基地周辺の環境保全が図られること及び広域処理場整備事業が廃棄物の資源化、減量化を推進しつつ行われるものであることに十分配慮すること。



(3) 施設整備の実施.

市町村にあつては、本計画に基づき、一般廃棄物処理施設の用地選定、環境影響評価、都市計画決定、用地取得及び関係住民への説明並びに合併処理浄化槽の設置に対する補助制度の整備等必要な措置を計画的に進めることにより、施設整備が円滑に実施できるように努めること。

(4) 都道府県の役割

- ① 都道府県は、管下市町村の計画策定について助言、指導を行うに当たっては、地域全体の一般廃棄物の処理を踏まえ、長期的視点に立つてこれを行うこと。
- ② 市町村において本計画が策定または改正され、貴職宛提出があつた際には当職宛写を送付すること。

1の2 部長通知1の(3)の一般廃棄物処理実施計画の策定について

- (1) 本計画は、一般廃棄物処理基本計画に基づき年度毎に策定するものであり、一般廃棄物の排出の状況、処理主体、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画等を明確にすることとし、市町村はこれに基づき収集、運搬及び処分を行うこと。
- (2) 本計画には、別紙1の2に掲げる事項を定めること。

2 部長通知2の一般廃棄物処理実績に係る報告は、一般廃棄物処理実施計画に定めた事項について、その実績を記載すること。

3 部長通知3の(1)の施設台帳の様式は別記様式1を参考とすること。

4 部長通知3の(2)の一般廃棄物処理施設の維持管理にあたり行う各種分析・検査のうち、下記の項目についての頻度及び方法は以下のとおりとすること。

また、本通知に係る事項については、昭和四六年一〇月二五日環整第四五号環境整備課長通知第四の9、10の規定にかかわらず、本通知によること。

なお、都道府県が徴収する報告書の様式は、別記様式2を参考とすること。

(1) ごみ焼却施設.

項目		頻度	方法
ごみ質		年四回以上	別紙2のIに掲げる方法
焼却残渣の熱しやく減量		月一回以上	別紙2のIIに掲げる方法
燃焼室出口温度		常時	別紙2のIIIに掲げる方法
放流水の 水質	水素イオン濃度 生物化学的酸素要求量 化学的酸素要求量 浮遊物質 大腸菌群数	月一回以上	別紙3のIに掲げる方法
	カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物 シアン化合物 水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	年一回以上	
ばい煙	いおう酸化物 ばいじん 塩化水素 窒素酸化物	処理能力二〇〇t/日以上の施設 二月一回以上 処理能力二〇〇t/日未満の施設 年二回以上	別紙3のIIに掲げる方法

(2) 最終処分場

項目 注1	頻度	方法
浸出液処理設備の放流水の水質	注2	別紙3のIに掲げる方法
周縁地下水又は周辺水域の水の水質	年一回以上	別紙3のIに掲げる方法

注1 水質の検査項目は、(1)のごみ焼却施設の放流水の水質に関し掲げた項目に準ずることとし、埋立物の種類に応じ、適宜増減するものとする。

2 (1)のごみ焼却施設の放流水の水質に関し水質の検査項目に応じて掲げた頻度に準ずるものとする。

(3) し尿処理施設

項目	頻度	方法
放流水の水質 水素イオン濃度 生物化学的酸素要求量 化学的酸素要求量 浮遊物質量 大腸菌群数 塩素イオン濃度	月一回以上	別紙3のIに掲げる方法

注 焼却設備を有する施設にあつては、(1)のごみ焼却施設の場合に準じ、ばい煙の検査を行うものとする。

5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第五条第一項に規定する精密機能検査の方法は、別紙4に掲げる方法とすること。

別紙1

一般廃棄物処理基本計画に定めるべき事項について

1 基本方針

廃棄物処理をめぐる社会・経済情勢や地域の開発計画、住民の要望等を踏まえて、当該市町村における一般廃棄物処理の基本方針を明らかにすること。

2 目標年次

本計画の目標年次は原則として計画策定時より一〇～一五年後程度とし、必要に応じて中間目標年次を設けること。

3 一般廃棄物の排出の状況

目標年次における廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条第一項に規定する区域(以下「計画処理区域」という。)での一般廃棄物の排出量及び質をその種類別に推計すること。特に生活排水については下水道の進捗状況、浄化槽等の普及状況等に十分留意し、推計すること。

4 一般廃棄物の処理主体

目標年次における一般廃棄物の種類別、処理の区分別に基本方針に沿って処理主体を明らかにすること。

5 処理計画

(1) ごみ処理基本計画

ごみ処理基本計画においては、基本方針に沿って目標年次(中間目標年次を設けた場合には、これを含む。)におけるごみの種類別、処理主体別に、ごみ処理全体の整合性を図り、内容を定めること。なお、計画を実現するために今後講ずべき施策についてもごみの種類別に明らかにすること。

① 排出抑制・再資源化計画

- ア ごみの排出抑制・再資源化に関する目標(基本方針等)
  - イ 排出抑制の方法
  - ウ 再資源化の方法及び量
  - エ 関連施設及びその整備計画の概要
  - ② 収集・運搬計画
    - ア 収集・運搬計画に関する目標(基本方針等)
    - イ 収集区域の範囲
    - ウ 収集・運搬の方法及び量
    - エ 中継施設及びその整備計画の概要
  - ③ 中間処理計画
    - ア 中間処理に関する目標(基本方針等)
    - イ 中間処理の方法及び量(中間処理物の排出量を含む)
    - ウ 処理施設及びその整備計画の概要(敷地面積、処理能力等)
    - エ 中間処理に伴うエネルギー回収・利用方法及び量
  - ④ 最終処分計画
    - ア 最終処分に関する目標(基本方針等)
    - イ 最終処分の方法及び量
    - ウ 最終処分場及びその整備計画の概要〔埋立て可能地域(海面、水面、山間、平地)、埋立面積、埋立容量、関連施設等〕
    - エ 最終処分場の跡地利用計画の概要
  - ⑤ その他
    - ア 住民に対する広報・啓発活動
    - イ 適正処理困難物に対する対処方針
    - ウ 地域に関する諸計画との関係
- (2) 生活排水処理基本計画.
- 生活排水処理基本計画においては、基本方針に沿って目標年次(中間目標年次を設けた場合はこれを含む。)における生活排水の種類別、処理主体別に生活排水処理全体の整合性を図り、内容を定めること。なお、計画を実現するために今後講ずべき施策についても生活排水の種類別に明らかにすること。
- ① 生活排水(水洗便所し尿又は生活雑排水を処理する場合に限る。)の処理計画
    - ア 処理の目標
    - イ 生活排水を処理する区域及び人口等
      - (ア) 合併処理浄化槽で処理を推進する区域及び人口等
      - (イ) コミュニティ・プラントで処理する区域及び人口等
      - (ウ) 下水道で処理する区域及び人口等.
      - (エ) その他
    - ウ 施設及びその整備計画の概要
      - (ア) 合併処理浄化槽
      - (イ) コミュニティ・プラント
      - (ウ) その他
  - ② し尿・汚泥(汲み取るべきし尿、浄化槽から発生する汚泥及び生活雑排水のみを処理する施設から発生する汚泥等をいう。)の処理計画
    - (1)のごみ処理基本計画の(1)から(4)に準じること。
  - ③ その他
    - ア 住民に対する広報・啓発活動.
    - イ 地域に関する諸計画との関係

## 別紙1の2

一般廃棄物処理実施計画に定めるべき事項について

### 1 一般廃棄物の排出の状況

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第六条第一項に規定する区域から排出される一般廃棄物の排出量を種類別に明らかにすること。

### 2 一般廃棄物の処理主体

一般廃棄物の種類別、処理の区分別に処理主体(市町村(直営、委託)、法第七条に規定する業者及び排出者)を明らかにすること。

### 3 処理計画

#### (1) ごみ処理実施計画

ごみの種類別、処理主体別に定めること。

##### ① ごみの排出抑制・再資源化計画

ア 排出抑制の方法

イ 再資源化の方法及び量

ウ 関連施設の概要(施設名、所在地、型式、公称能力等)

##### ② 収集・運搬計画

ア 収集・運搬する廃棄物の量

イ 収集区域の範囲

ウ 収集回数

エ 収集の方法

オ 中継施設の概要(施設名、所在地、型式、公称能力等)

##### ③ 中間処理計画

ア 処理施設の概要(施設名、所在地、型式、公称能力等)

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

ウ 残渣の量及び処分方法

##### ④ 最終処分計画

ア 埋立て処分の場合

(ア) 最終処分場の概要(最終処分場名、所在地、埋立地面積、全体容量、残余容量等)

(イ) 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量及び年間埋立容量(覆土量を含む。)

(ウ) 埋立計画(埋立区域、埋立方法等)

イ 海洋投入処分の場合

(ア) 処分される廃棄物の量

(イ) 貯留槽等の所在地及び容量

(ウ) 積出港

(エ) 投入船の概要(船名、トン数、積載量等)

(オ) 投入地点

##### ⑤ その他

住民に対する広報・啓発活動

#### (2) 生活排水処理実施計画

生活排水の種類別、処理主体別に定めること。

##### ① 生活排水(水洗便所し尿又は生活雑排水を処理する場合に限る。)処理計画

ア 合併処理浄化槽で処理を推進する区域及び人口等

イ コミュニティ・プラントで処理する区域及び人口等

ウ 下水道で処理する区域及び人口等

エ その他

##### ② し尿・汚泥(汲み取るべきし尿、浄化槽から発生する汚泥及び生活雑排水のみを処理する施設から発生する汚泥等をいう。)の処理計画

(1)のごみ処理実施計画の①から④に準じること。

- ③ その他  
住民に対する広報・啓発活動

## 別紙2

### I ごみ質の分析方法

ごみ質の分析方法は、以下により行うことを標準とするが、他に適正と認められる方法をとつて  
いる市町村にあつては、従前のおりとして差し支えない。

#### 1 試料の採取

##### (1) 収集・運搬車からの採取

無作為に抽出した収集・運搬車から一台あたり一〇kg以上、合計二〇〇kg以上を採取する。

##### (2) ごみピットからの採取

ピット内のごみを十分混合したのち、二〇〇kg以上採取する。

#### 2 試料の調整

採取した試料は、乾燥したコンクリート等の床上で、スコップ等でよく混合し、袋づめのごみ  
は中味を取り出し、とくに大きなものは適当に細分する。

つぎに、試料を十分に混合しつつ、四分法により数回縮分し、試料として五〜一〇kgを採取す  
る。

注 縮分の途中で、目につく大きな廃棄物(とくに毛布、タイヤ、木竹、石油かん等破碎しにく  
いもの)については、あらかじめ別にとり出しておき、最後にそれを細断して試料に加えるこ  
とが望ましい。例えば四回、四分法で縮分する場合、二回目終了後に毛布をとり出せば、その  
毛布は、さらに二回の縮分によつて $1/22=1/4$ に減量されるはずであるから、毛布全重量の  
 $1/4$ を試料に加えることとなる。

#### 3 測定分析

##### (1) 単位容積重量

2の試料を容量既知の容器に入れ三〇cm位の所から三回落とし目減りしたならば、目減り  
分だけ更に試料を加える。

単位容積重量(または見かけ比重)は、次式(1)により算出する。

単位容積重量(kg/m<sup>3</sup>)=試料重量 [kg] / 容器の容量 [m<sup>3</sup>] ... (1)

##### (2) 水分

3の(1)に用いた試料を秤量したのち、乾燥器等を用いて105°C±5°Cで、恒量を得るまで乾  
燥し秤量する。

水分は次式(2)により算出する。

水分(%)=(乾燥前の重量 [kg] - 乾燥後の重量 [kg]) / 乾燥前の重量 [kg] ) × 100... (2)

##### (3) ごみの種類組成分析。

3の(2)に用いた試料の全量をビニールシート等に拡げて次の六組成を標準として組成ごと  
に秤量し、重量比(%)を求める。

- ① 紙・布類。
- ② ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類。
- ③ 木・竹・ワラ類。
- ④ ちゆう芥類(動植物性残渣、卵殻、貝殻を含む。)
- ⑤ 不燃物類。
- ⑥ その他(孔眼寸法約五 mm のふるいを通過したもの)

##### (4) 灰分

3の(3)で分別した六組成のうち、不燃物類を除き、各組成ごとに破砕機を用いて二 mm 以下  
に粉碎し、その一部をルツボに入れて105°C±5°Cで二時間加熱する。

これを秤量したのち、電気炉を用いて八〇〇°Cで二時間強熱し、秤量する。

灰分は、次式(3)、(4)および(5)により算出する。

各組成の灰分(%)=(強熱後の重量 [kg] / 強熱前の重量 [kg] )×100...(3)

$$\text{乾燥ごみの灰分(}\%) = \frac{\sum_{i=1}^0 (A_i \cdot B_i)}{\sum_{i=1}^6 A_i} \dots(4)$$

図：乾燥ごみの灰分(%)を求める計算式

A<sub>i</sub>:(3)で求めた各組成 i の重量比(%)

B<sub>i</sub> : 各組成 i の灰分(%) (不燃物類については 100 とする。)

生ごみの灰分(%)=乾燥ごみの灰分(%)×((100-水分(%))/100)...(5)

(5) 可燃分.

可燃分は次式(6)により算出する。

可燃分(%)=100-水分(%)-生ごみの灰分...(6)

(6) 低位発熱量.

生ごみの低位発熱量は、次式(7)により推定することができる。

HI=4,500V-600W...(7)

HI : 生ごみの低位発熱量(kcal/kg)

V : 生ごみの可燃分(%)

W : 生ごみの水分(%)

#### 4 ごみ質分析を行うに際しての留意事項

(1) 試料の採取及び縮分はじん速に行うこと。

(2) 水分測定のための乾燥前重量の秤量を、試料採取時ではなく他日行う場合は、水分に変動が生じないように密封保存すること。

(3) ピットわきで作業する場合には、転落等の事故が生じないように作業監督者をつけ、安全をはかること。

(4) 縮分及びごみの分別等、直接生ごみの触れる作業を行う時は、けがをしないよう、また万一けがをした場合もすぐさま消毒等の応急措置がとれるようにしておくこと。

## II ごみ焼却施設の焼却残渣の熱しやく減量の測定方法

### 1 試料の採取

一回当り一〜二 kg、一日に四〜五回、合計五〜一〇kg の焼却残渣(水封後または散水後のもので可)を採取し、試料とする。

### 2 水分

試料を秤量したのち、これを乾燥器等を用いて 105℃±5℃で恒量を得るまで乾燥し秤量する。水分は次式(1)により算出する。

$$\text{水分(}\%) = ((\text{乾燥前の重量 [kg]} - \text{乾燥後の重量 [kg]}) / \text{乾燥前の重量 [kg]}) \times 100 \dots(1)$$

### 3 大型不燃物の除去

乾燥後の試料の全量を孔眼寸法約一〇mm のふるいを用いてふるい、ふるい上に残った試料のうち、不燃物のみを秤量する。試料中の大型不燃物の割合(乾基準)A は次式(2)により算出する。

$$A(\%) = \text{不燃物の重量 [kg]} / \text{乾燥後の試料の重量 [kg]} \times 100 \dots(2)$$

### 4 熱しやく減量の測定

ふるい上に残った試料のうち、可燃性物質を破砕したのち、ふるい下の試料と混合し、四分法により縮分し、二〇〜五〇g を精秤する。

これを電気炉に入れて 600℃±25℃で三時間強熱したのち、デシケータ中で放冷する。放冷後、試料を精秤する。

大型不燃物の除去後の熱しやく減量 I' は、次式(3)により算出する。

$$I'(\%) = ((\text{強熱前の重量 [g]} - \text{強熱後の重量 [g]}) / \text{強熱前の重量 [g]}) \times 100 \dots(3)$$

焼却残渣の熱しやく減量 I は、次式(4)により算出する。

$$I(\%) = I' \times ((100 - A) / 100) \dots (4)$$

### Ⅲ ごみ焼却施設の燃焼室出口温度の測定方法

ごみ焼却施設の燃焼室出口温度の測定には、クロメル—アルメル熱電温度計を使用することを標準とする。測定にあたっては、外気の侵入を防ぐため、挿入口は密封する。

#### 別紙 3

##### I 一般廃棄物処理施設の放流水等の水質の検査方法

廃棄物処理施設の放流水の水質の検査方法は、「環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件」(昭和四九年九月三〇日、環境庁告示第六四号)に規定する方法によるものとする。なお、塩素イオン濃度については、日本工業規格 KO102.25 に規定する方法によるものとする。

##### Ⅱ 一般廃棄物処理施設の排ガスのばい煙の検査方法

一般廃棄物処理施設の排ガスのばい煙の検査方法は次によるものとする。

いおう酸化物 大気汚染防止法施行規則別表第一の備考に掲げる 測定方法

ばいじん 大気汚染防止法施行規則別表第二の備考に掲げる 測定方法

塩化水素 大気汚染防止法施行規則別表第三の備考に掲げる 測定方法

窒素酸化物 大気汚染防止法施行規則別表第三の二の備考に掲げる 測定方法

#### 別紙 4

##### 一般廃棄物処理施設精密機能検査要領

この機能検査要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第五条の規定に基づき、ごみ処理施設およびし尿処理施設の機能を保全するために、定期的に施設の概要、運転管理実績、設備・装置等の状況等を調査し、これらの結果と維持管理基準および設計基準とを比較して、処理負荷および処理機能を検討するとともに、設備・装置・機器類の状況を検査し、必要な改善点を指摘するに際しての細目を定めたものである。

##### I ごみ焼却施設

###### 1 施設の概要

施設の概要、処理工程及び補修工事、改良工事等の内容について調査する。

###### 2 運転管理実績

###### (1) 運転管理実績

月別の搬入量、焼却量、残灰量、ダスト量、使用電力量、用水量、補助燃料消費量の実績を調査する。

###### (2) 作業状況

投入、焼却、灰出し、通風等の工程ごとに日常の作業状況を調査する。また、火室、煙道の清掃、集じん器の点検等定期作業の内容について調査する。

###### (3) ごみ質等検査

ごみ質については三成分、物理組成、ダストについては重金属含有量、溶出量、残灰については熱しやく減量および重金属含有量、溶出量、排ガスについては、ばいじん、SOX、NOX、HCl、温度等、排水については、pH、BOD、COD、SS、重金属含有量、温度を検査する。なお、排ガスについては、排ガス処理設備の入口および出口で検査する。検査は、「ごみ処理に係る各種試験方法」に規定する方法によるものとする。

###### (4) 処理条件と処理効果

投入工程、燃焼工程、排ガス処理工程、排水処理工程等工程のそれぞれについて機能を設計基準と比較し、検討する。

###### 3 設備、装置等の状況

し尿処理施設の場合に準ずる。なお、Iの3の(2)設備装置等の検査項目に次の項目を加える。

## 耐火構造設備

炉内面のレンガ壁の状況、特にクリンカーの溶着、スポーリング、欠損、目地厚、膨張代等の状況等を検査する。

### 4 改善点の指摘

以上の調査および検討の結果に基づき、施設の構造および維持管理上の改善点を指摘する。

## II し尿処理施設

### 1 施設の概要

施設の概要、処理工程および補修工事、改良工事等の内容について調査する。

### 2 運転管理実績

#### (1) 運転管理実績

月別の受入量、脱離液量、発生汚でい量、希釈水量、使用電力量、補助燃料消費量、ガス発生量、消化タンク温度等の運転実績を調査する。

#### (2) 作業状況

受入、攪拌、移送、加温、二次処理、汚でい処理、ガス処理等の工程ごとに、日常の作業状況を調査する。また、沈砂槽、貯留槽の清掃、消化槽スカムの除去、脱硫剤の交換等、定期作業の内容について調査する。

#### (3) 水質検査

生し尿、前処理後のし尿、一次処理液、二次処理流入水、二次処理流出水、放流水等の水質(水温、pH、TS、VS、BOD、COD、NH<sub>3</sub>-N、Cl<sup>-</sup>等)および消化槽引抜汚でい、ばつ気槽返送汚でい、脱水ケーキ等の汚でいの質(TS、SS、VS等)を処理にそつて検査する。

#### (4) 処理条件と処理効果

投入工程、一次処理工程、二次処理工程、汚でい処理工程についてそれぞれの機能を設計基準と比較し検討する。

### 3 設備等の状況

#### (1) 書類調査

基本図書および運転記録の点検並びに過去の事故等の状況を調査する。

#### (2) 設備装置等の検査

各設備、装置、機器類について検査し、良、要補修、要交換、改造の四ランクに分けて判定し、その箇所を示す。

##### ① 土木、建築設備

各設備について亀裂、破損箇所の有無、不等沈下、漏水・浸水の有無等を検査する。

##### ② 機械設備

各設備について、腐蝕、損傷の有無、装置の振動、異常音、温度上昇、その他軸受け等のオイル、グリスの補給状況および損耗等を検査する。

##### ③ 電気設備

各設備について、腐蝕、損傷の有無、絶縁の良否、装置の振動、異常音、温度の上昇、その他配線、安全器の状況等を検査する。

##### ④ 配管、弁設備

各設備について、腐蝕、損傷の有無、接続箇所の漏水・浸水の有無、その他弁類の作動の良否等を検査する。

##### ⑤ その他

全体的な水位高低関係、悪臭の発生等を検査する。

### 4 改善点の指摘

以上の調査および検討の結果に基づき、施設の構造および維持管理上の改善点を指摘する。



## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正等について

公布日：平成 9 年 9 月 30 日  
衛環 251 号

厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長から各都道府県・政令市廃棄物主管部(局)長あて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成 9 年政令第 269 号。以下「改正政令」という。)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成 9 年厚生省令第 65 号。以下「改正省令」という。)の施行については、別途厚生省生活衛生局水道環境部長通知(平成 9 年 9 月 30 日付け衛環第 250 号)により指示されたところであるが、これらの運用に当たっては、下記の事項に留意の上、遺漏のないようにされたい。

### 記

#### 第 1 焼却施設の技術上の基準

##### 1 構造基準

###### (1) 定量供給装置

ア 改正省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。)第 4 条第 1 項第 7 号イに規定する定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置(以下「定量供給装置」という。)とは、プッシャー式、スクリュース式、ロータリーフィーダー式等によるものをいい、廃棄物の種類、処理能力等によって選択されるものとする。

イ ガス化燃焼方式により廃棄物を焼却する焼却施設は、廃棄物をガス化設備に投入したのち密閉し、空気を絞った状態で加熱することにより廃棄物から発生させた可燃性ガスを燃焼室で燃焼させる焼却施設であり、投入した廃棄物の処理が完了するまで新たに廃棄物を投入しないため、直接燃焼方式に比べて燃焼の定常性が確保されるので、定量供給装置を設けなくても差し支えないこと。

ウ 1 時間当たりの処理能力が 2 トン未満の焼却施設については、定量供給装置を設けなくても差し支えないこと。なお、二重扉を設置するなど燃焼室が外気と遮断された状態を保ち、炉温の低下を防止するために必要な措置を講ずる必要はあること。

###### (2) 燃焼室

ア ガス化燃焼方式における燃焼室

ガス化燃焼方式にあつては、発生した可燃性ガスを燃焼させる設備が燃焼室であること。

イ 滞留時間

規則第 4 条第 1 項第 7 号ロ(2)について、燃焼ガスの燃焼室における滞留時間は、燃焼ガスが燃焼室出口を通過するまでに要する時間を基本とすること。

ウ 助燃設備

規則第 4 条第 1 項第 7 号ロ(4)に規定する助燃設備は、燃焼ガスの温度を速やかに摂氏 800 度以上に上昇させることができ、それを維持するとともに運転停止時に廃棄物を燃やし切るために必要な能力を有するものであること。

エ 空気供給設備

規則第 4 条第 1 項第 7 号ロ(5)に規定する燃焼に必要な量の空気を供給することができる設備(以下「空気供給設備」という。)は、押込送風機又は誘引送風機を単独又は組み合わせたものであつて供給空気量の調節機能を有するものであること。

###### (3) 燃焼ガス温度の連続測定・記録装置

規則第4条第1項第7号ハ及びホに規定する燃焼室中の燃焼ガスの温度及び集じん器に流入する燃焼ガスの温度の測定装置は、クロメル—アルメル熱電温度計又はこれを同等の能力を有するものとする。また、測定値を自動的に連続して記録できる記録装置を設けること。

(4) 冷却設備

規則第4条第1項第7号ニに規定する冷却設備とは、ボイラ方式、水噴霧方式等によるものをいう。なお、スクラバーや湿式電気集じん器などであって燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却できる湿式の集じん器を設置している場合には、これとは別に冷却設備を設置する必要はないこと。

(5) 排ガス処理設備

規則第4条第1項第7号ヘに規定する排ガス処理設備とは、スクラバー、電気集じん器又は濾過式集じん器等焼却する廃棄物の種類や燃焼方法等に応じてばいじんを十分に除去することができる集じん器を有するものであること。

(6) 排ガス中の一酸化炭素濃度の連続測定・記録装置

規則第4条第1項第7号トに規定する排ガス中の一酸化炭素の濃度の測定装置は、日本工業規格 B7951 に規定されたものであって、排ガス中の酸素濃度を基に酸素濃度12%換算値に換算することができるものであること。また、測定値を自動的に連続して記録できる記録装置を設けること。ただし、燃焼ガス温度の記録装置と兼用することは差し支えないこと。

2 維持管理基準

(1) 定量供給

規則第4条の5第1項第2号ロに掲げる基準は、廃棄物の投入に伴う炉温の低下を防止し、完全燃焼を確保するために設けられたものであること。

(2) 燃焼温度

規則第4条の5第1項第2号ハに掲げる基準は、瞬間的な温度低下はやむを得ないが、発熱量の低い廃棄物を投入した場合等において継続して摂氏800度を下回ることのないよう、助燃装置を作動させる等の措置が必要であることを定めたものであること。

(3) 焼却灰の熱しゃく減量

規則第4条の5第1項第2号ニに掲げる基準は、完全燃焼が達成されているか否かの指標として定めたものであること。なお、焼却灰の熱しゃく減量の測定は、平成2年衛環第22号当職通知の別紙2に示された方法により行うこと。

(4) 運転開始時の措置

規則第4条の5第1項第2号ホに掲げる基準は、焼却施設の運転を開始する際に、助燃装置を作動させること、供給空気量を絞ること等により、できる限り炉温を速やかに上昇させ、未燃ガスの発生を防止することを義務づけたものであること。

(5) 運転停止時の措置

規則第4条の5第1項第2号ヘに掲げる基準は、燃焼室内に廃棄物が入っている間は助燃装置や空気供給設備を作動させることにより、運転停止後に燃焼室内に廃棄物が残らないようにすることを義務づけたものであること。

(6) 燃焼ガス温度の連続測定・記録

規則第4条の5第1項第2号ト及びリの規定による測定は、焼却施設の運転を開始した時から、運転停止後十分に炉温が低下するまでの間、連続して行うこと。なお、温度計にばいじんが付着すると測定精度が低下することがあるので、定期的に温度計を清掃すること。

(7) 集じん器入口温度

規則第4条の5第1項第2号チに掲げる基準は、集じん器における燃焼ガスの温度が摂氏300度前後の時にダイオキシン類が最も合成されやすいことから設けられたものであること。なお、既存の施設においては、排ガス温度の低下が集じん器の集じん効率の低下をもたらすような場合にあっては、燃焼ガスの温度が摂氏200度を若干上回ることがあってもやむを得ない

こと。

(8) 冷却設備等に堆積したばいじんの除去

規則第4条の5第1項第2号ヌの規定によるばいじんの除去は、適切な頻度で行うとともに、必要に応じてストブロー(すす吹き器)や槌打器を設ける等の措置をとること。

(9) 排ガス中の一酸化炭素の濃度

規則第4条の5第1項第2号ルの規定に基づく排ガス中の一酸化炭素の濃度が、酸素濃度12%換算値に換算した1時間平均値で100ppm以下となるよう燃焼管理を行うこと。

(10) 排ガス中の一酸化炭素の濃度の連続測定・記録

規則第4条の5第1項第2号ヲの規定による測定は、焼却施設の運転を開始した時から、運転停止後一酸化炭素濃度が十分低下するまでの間、連続して行うこと。なお、濃度センサーにばいじんが付着すると測定精度が低下することがあるので、定期的に濃度センサーを清掃すること。

(11) 排ガス中のダイオキシン類濃度

規則第4条の5第1項第2号ワに掲げる基準は、燃焼室ごとの処理能力に応じて適用されるものであること。

(12) ダイオキシン類濃度の測定・記録

ア 規則第4条の5第1項第2号カの規定による排ガス中のダイオキシン類の濃度の測定は、焼却施設の運転開始直後等を除く標準的な運転が行われている時期に、通常の負荷及び管理状態において、おって告示する測定方法により行うものとする。

イ ダイオキシン類の濃度の測定義務は、既存施設に対しても平成9年12月1日から適用されることから、その測定結果を踏まえ、平成10年12月1日から適用されるダイオキシン類濃度基準を達成するために必要な施設の改造等について指導されたいこと。

## 第2 設置許可が必要な廃棄物の焼却施設の範囲の見直し

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第8条第1項若しくは第15条第1項の許可又は法第9条の3第1項の届出が必要な廃棄物の焼却施設に該当するかどうかは、施設ごとの処理能力又は火格子面積により判断されるものであること。例えば、複数の燃焼室を有する焼却施設にあっては、燃焼室の処理能力又は火格子面積を合算したものにより判断されるものであること。
- 2 複数の燃焼室が同一の設置者の下で近接して設置される場合には、廃棄物供給設備や煙突等が独立している場合であっても施設の構造や焼却する廃棄物の種類等からみて、それらが一体として機能していると判断されるものは1つの施設として捉え、それらの処理能力又は火格子面積を合算したものにより、法第8条第1項若しくは第15条第1項の許可又は法第9条の3第1項の届出が必要な廃棄物の焼却施設に該当するかどうか判断されるものであること。

## 第3 焼却に係る廃棄物処理基準の明確化

「野焼き」同然の粗悪な設備を用いた廃棄物の焼却による生活環境の保全上の支障の発生を防止するため、廃棄物処理基準における廃棄物を焼却する際に用いる焼却設備の構造、焼却の方法の明確化を行ったので、次の事項に留意して関係者に周知するとともに、基準違反行為に対しては積極的に改善命令や措置命令を発動する等厳しい態度で対処されたいこと。

### 1 焼却設備の構造

(1) 規則第1条の5第1号の規定は、例えば、燃焼室や煙突等に間や破損部分がない焼却設備であるとともに、廃棄物投入口には密閉することができる蓋・扉を設けることを定めたものであること。

(2) 規則第1条の5第2号の規定は、標準的な運転が行われている場合に燃焼室内が負圧となるような高さ及び口径を有する煙突や通風機等を設けることを定めたものであること。

### 2 焼却の方法

- (1) 平成 9 年 8 月 29 日付け厚生省告示第 178 号(以下単に「告示」という。)第 1 号の規定に適合させるためには、燃焼室や煙突等に間や破損部分がない焼却設備を用いること、廃棄物投入口を閉じること、焼却量を適正に保つこと等の措置が必要であること。
  - (2) 告示第 2 号及び第 3 号の規定に適合させるためには、焼却量を適正に保つこと、十分な量の空気を通風させること、焼却する廃棄物の種類によっては排ガス処理設備を設けること等の措置が必要であること。
  - (3) 廃棄物の焼却設備の煙突の先端から排出される排ガスの汚染度の測定は、日本工業規格 D8004 に規定する自動車用ディーゼルエンジン排気煙濃度測定用反射式スモークメータを用いた方法により実施することとする。
- 3 今回の廃棄物処理基準の改正等は、たき火等であって通常生活環境の保全上の支障をもたらさない軽微な燃焼行為に対する規制を意図したものではないこと。
- 4 平成 4 年 8 月 13 日付け衛環第 233 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知の一部改正  
「第 1 の 3 の(3)のなお書き」及び「第 2 の 3 の(3)イ」は削る。

#### 第 4 経過措置等

- 1 既存の許可対象外施設に関する取扱い。
  - (1) 改正政令の施行の際現に存するごみ処理施設であって、改正政令による許可対象範囲の拡大部分に該当するもの(以下「特定ごみ処理施設」という。)を設置している者は、法第 8 条第 1 項の許可を受け又は法第 9 条の 3 第 1 項の規定による届出をしたものとみなすこと。
  - (2) 改正政令の施行の際現に存する産業廃棄物の焼却施設であって、改正政令による許可対象範囲の拡大部分に該当するもの及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成 4 年厚生省令第 46 号)の施行前に設置されたその他焼却施設(以下「特定産業廃棄物焼却施設」という。)を設置している者は、法第 15 条第 1 項の許可を受けたものとみなすこと。
  - (3) (1)及び(2)の許可みなし又は届出みなしは、改正政令附則第 2 条第 3 項又は第 4 項の規定による届出の有無に関わらず、平成 9 年 12 月 1 日時点で行われること。なお、法の適用関係を明確化する観点からも、これらの届出を確実にを行うよう設置者に対し周知・指導するとともに、大気汚染防止法の届出施設情報等により対象の把握に努められたいこと。
- 2 既存施設に対する経過措置
  - (1) 改正省令の施行の際現に法第 8 条第 1 項又は第 15 条第 1 項の許可を受けている施設及び許可申請がなされている施設並びに法第 9 条の 3 第 1 項の届出をしている施設に対する経過措置
    - ① 平成 9 年 12 月 1 日から平成 10 年 11 月 30 日まで
      - ア 構造基準  
現行の基準を適用する。
      - イ 維持管理基準  
規則第 4 条の 5 第 1 項第 2 号イ(ピット・クレーン方式の焼却施設における投入廃棄物の混合)、同号ホ(運転開始時の速やかな昇温)、同号へ(運転終了時の燃やし切り)、同号ヌ(ばいじんの除去)、同号カ(ダイオキシン類濃度の測定・記録)、同号ヨ(廃ガス処理の適正処理)、同号ツ(消火設備)及び現行規則第 4 条の 5 第 1 項第 2 号ロ(炉出口の炉温を摂氏 800 度以上に保持)を適用する。
    - ② 平成 10 年 12 月 1 日から平成 14 年 11 月 30 日まで
      - ア 構造基準  
規則第 4 条第 1 項第 7 号ロ(1)(産業廃棄物焼却施設にあつては規則第 12 条の 2 第 5 項第 1 号イ、燃焼ガスが摂氏 800 度以上の状態で燃焼できる燃焼室の設置)、同号ロ(4)(助燃装置の設置)、同号ロ(5)(空気供給設備の設置)、同号ハ(燃焼室中の燃焼ガス温度の測定・記録装置の設置)、同号リ(ばいじん、焼却灰が飛散流ししない灰出し設備の設置)及び現行

規則第4条の5第1項第2号ハ(排ガスの処理設備)を適用する。

イ 維持管理基準

上記①イに加えて、規則第4条の5第1項第2号ハ(産業廃棄物焼却施設にあつては規則第12条の7第5項第1号、燃焼ガスが摂氏800度以上の状態で燃焼)、同号ニ(焼却灰の熱しゃく減量を10%以下にする)、同号ト(燃焼室中の燃焼ガスの温度の測定)及び同号ワ(ダイオキシン類濃度を80ng/m<sup>3</sup>以下に焼却)を適用する。

③ 平成14年12月1日以降

ア 構造基準

規則第4条第1項第7号ロ(2)(産業廃棄物焼却施設にあつては規則第12条の2第5項第1号ロ、燃焼ガスの留時間が2秒以上の燃焼室)を除くすべての規定を適用する。

イ 維持管理基準

規則第4条の5第1項第2号(産業廃棄物焼却施設にあつては同号ハを除き、規則第12条の7第5項第1号を含む)の規定をすべて適用する。

(2) 特定ごみ処理施設及び特定産業廃棄物焼却施設

① 平成9年12月1日から平成10年11月30日まで

ア 構造基準

基準の適用を猶予する。

イ 維持管理基準

規則第4条の5第1項第2号イ(ピット・クレーン方式の焼却施設における投入廃棄物の混合)、同号ヌ(ばいじんの除去)、同号カ(ダイオキシン類濃度の測定・記録)、同号ヨ(排ガスの適正処理)及び同号ツ(消火設備)を適用する。

② 平成10年12月1日から平成14年11月30日まで

ア 構造基準

規則第4条第1項第7号ロ(1)(産業廃棄物焼却施設にあつては規則第12条の2第5項第1号イ、ガスが摂氏800度以上の状態で燃焼できる燃焼室)、同号ロ(4)(助燃装置)、同号ロ(5)(空気供給設備)、同号ハ(燃焼室中の燃焼ガス温度の測定装置)及び同号リ(ばいじん・焼却灰が飛散流出しない灰出し設備)を適用する。

イ 維持管理基準

上記①イに加えて、規則第4条の5第1項第2号ハ(産業廃棄物焼却施設にあつては規則第12条の7第5項第1号、燃焼ガスが摂氏800度以上の状態での燃焼)、同号ニ(焼却灰の熱しゃく減量を10%以下にする)、同号ホ(運転開始時の速やかな昇温)、同号ヘ(運転終了時の燃やし切り)、同号ト(燃焼室中の燃焼ガスの温度の測定)及び同号ワ(ダイオキシン類濃度を80ng/m<sup>3</sup>以下に焼却)を適用する。

③ 平成14年12月1日以降

ア 構造基準

規則第4条第1項第7号ロ(2)(産業廃棄物焼却施設にあつては規則第12条の2第5項第1号ロ、燃焼ガスの滞留時間が2秒以上の燃焼室)を除くすべての規定を適用する。

イ 維持管理基準

規則第4条の5第1項第2号(産業廃棄物焼却施設にあつては同号ハを除き、規則第12条の7第5項第1号を含む。)をすべて適用する。

3 その他

(1) ダイオキシン類の排出濃度の基準に係る経過措置については、改正省令の施行前に設置された燃焼室について適用されること。既存の焼却施設において新たな燃焼室を増設した場合には、当該燃焼室は施行後に設置されるものであることから、当該燃焼室は新設のダイオキシン類の排出濃度の基準が適用されるものであること。

(2) 既存の焼却施設において、1時間当たりの処理能力又は1日当たりの処理能力を10%以上

増加させる変更を行う場合には、法第9条第1項若しくは第15条の2第1項の変更の許可又は法第9条の3第1項の変更の届出(以下「許可等」という。)が必要となること。

なお、焼却施設の設置の許可を行う場合、交付する許可証の処理能力の欄には、1時間当たりの焼却能力及び稼働時間及び1日当たりの処理能力を記載すること。

- (3) 施行1年後からは新たな構造基準が適用され、今回の措置に対応して施設の改造が必要となる場合もあることを踏まえ、許可等が必要な場合にあつては、迅速な対応を図られたいこと。  
なお、燃焼室、冷却設備及び排ガス処理設備の改造を行う場合には、許可等が必要となるが、燃焼ガスの混合状態を改善するための燃焼室の軽微な形状変更、助燃装置及び空気供給設備の改造等は許可等を必要としないこと。
- (4) 改正政令附則第2条第1項又は第2項の「施行の際現に設置している施設」とは、改正政令の施行の際すでに設置工事に着手しているものとする。

#### 第5 一般廃棄物と産業廃棄物の混焼焼却施設の取扱いについて。

法第9条の3第1項の届出がなされた施設において、法第10条第2項に基づき産業廃棄物を処理する場合にあつては、法第15条第1項の許可は必要ないものとする。

#### 第6 廃棄物の最終処分場。

廃棄物の最終処分場とは、社会通念上廃棄物の埋立処分を行う場所をいい、典型的には、反復かつ継続して廃棄物の埋立処分の用に供される場所のことをいうこと。

したがって、例えば、一般家庭の少量のごみを庭先に埋めることや余剰の農作物を畑に鋤き込むこと等に対して、事前に施設としての規制を行うことを意図したものではないこと。

## 大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について

公布日：昭和 46 年 8 月 25 日

環大企第 5 号

環境庁大気保全局長から各都道府県知事・政令市長あて

標記については、その大綱について昭和 46 年 8 月 19 日環大企第 3 号貴職あて通達「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について」により示されたところであるが、細部については下記の事項に留意のうえ、大気汚染防止法の実施に遺憾のないようにされたい。なお、昭和 44 年 2 月 14 日環公公第 9011 号、44 企局第 293 号貴職あて厚生省環境衛生局長、通商産業省企業局長通知「大気汚染防止法の施行について」は廃止する。

### 記

#### 第 1 ばい煙発生施設に関する事項

- 1 大気汚染防止法(以下「法」という。)第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設は、大気汚染防止法施行令(以下「令」という。)第 2 条により令別表第 1 の中欄に掲げられているが、同表第 1 の 1 の項から 13 の項までに掲げるばい煙発生施設の種類は、従来のばい煙発生施設と同様である。ただし、従来希硫ガスを燃料として専焼させる施設または熱源として電気のみを使用する施設は適用除外とされていたが、今回新たにばい煙の規制強化のため適用対象とされたこと(同表第 1 の 5、6、9、10 および 11 項)、また希硫ガスの定義の変更に伴い適用除外となる施設の範囲が縮小されたこと(同表 1 および 2 項)に留意されたい。
- 2 令別表第 1 の下欄中の重油換算は、重油 10l あたりが、液体燃料は 10l に、ガス燃料は 16m<sup>3</sup> に、固形燃料は 16kg に、それぞれ相当するものとして取り扱われたい。したがって重油換算をすることとされたばい煙発生施設の規模は、従来どおりである。
- 3 複数のばい煙発生施設が 1 台の変圧器を共用している場合は、各ばい煙発生施設の電力容量をもつて令別表第 1 の下欄の変圧器の定格容量とする。
- 4 その他ばい煙発生施設に関し、留意すべき点は次のとおりである。
  - (1) 熱風ボイラーは、いわゆるサウナプロの用に供する空気を加熱するための加熱器(通称エア・ボイラー)、クローズドサイクルタイプのガスタービンの空気加熱器等が、これに該当する。
  - (2) 塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽は、塩化第二鉄を製造する場合の鉄くずを塩酸に溶解し塩化第一鉄を中間体とし生成せしめる工程において使用される溶解槽をいう。
  - (3) 磷酸質肥料または複合肥料の製造の用に供する反応施設等は、肥料取締法に基づく磷酸質肥料または複合肥料の製造の用に供する反応施設等をいう。
  - (4) 鉛の第二次精錬の用に供する溶解炉は、鉛鉱石から直接精錬する溶解炉以外のものをいい、例えば鉛の再生、鉛合金の製造、鉛ダイキャスト等の用に供する溶解炉をいう。

## 第2 ばい煙発生施設の届出に関する事項

- 1 大気汚染防止法施行規則(以下「規則」という。)の改正によりばい煙発生施設の届出の添付書類に新たにばい煙の排出の方法について記載させることとしたが、届出の受理に際しては、この点を十分に検討し、排出口以外からのばい煙の排出により大気汚染をきたすことがないように必要な指導を行なわれたい。
- 2 規則様式第1別紙2中、当該ばい煙発生施設について排出基準の定められていない物質に係る部分については、記載する必要はない。また、いおう酸化物の排出基準は、全ばい煙発生施設について定められているが、令別表第1の15の項から17の項まで、19の項、20の項および22の項のばい煙発生施設については、いおう酸化物の排出の実態がないので、いおう酸化物に係る部分は同様に記載する必要がない。
- 3 規則様式第1別紙2中排出ガス量(Nm<sup>3</sup>/h)およびばい煙量(Nm<sup>3</sup>/h)の欄の「最大」とは、届出の際予定されている原燃料または電力の使用条件にしたがい、当該施設を定格能力で運転するときの排出ガス量およびばい煙量であり、これらの量の算定は、湿りガスで行なう。また、規則別表2の第3欄に規定する排出ガス量(Nm<sup>3</sup>/h)ならびに規則第15条および第17条に定めるばい煙量10立方米も、同様に施設の定格能力に相当する排出ガス量またはばい煙量を意味するものである。

## 第3 複数のばい煙発生施設に係るばい煙量またはばい煙濃度の取扱いに関する事項

- 1 複数のばい煙発生施設から集合煙突を通じて排出されるばい煙中のいおう酸化物の量は、従来のとおり、集合煙突単位ではなく、個々の施設ごとに算定するものとする。
- 2 複数のばい煙発生施設のばいじんを集合して除じんしている場合のばい煙濃度は、各施設の出口における濃度に以下の係数を乗じたものとする。係数=1-除じん効率=集じん機出口のばいじん量/集じん機入口のばいじん量
- 3 複数のばい煙発生施設において同一種類の有害物質を集合して処理する場合の有害物質の濃度については、2に準じて取り扱われたい。

## 第4 ばい煙の測定分析方法に関する事項

1 ばい煙濃度の測定値の取扱い 排出基準値は、環境基準もしくはこれに相当する環境上の許容濃度を前提として定められたものであるので、短時間における高濃度排出あるいは低濃度排出の際の測定値を排出基準値と比較する趣旨で設定されたものではない。一般に排出濃度は変動しているものであり、また微量物質の分析は通常誤差を伴い易いものであるので、排出基準値と測定値との比較については、次のように考える。

- (1) 原則として複数回の測定データの平均値とする。
- (2) 測定値の有効数字は原則として2桁とし3桁目以下は切りすてる。
- (3) 測定値の有効範囲は、±10%程度を目途とする。

### 2 試料の採取方法

- (1) ばい煙の採取時期は一工程の期間内とし、測定値はこの期間の平均値とする。一工程は、平炉、電気炉のように一溶解期間が定まっているものはこの期間をいう。また、集じん器のつ



打による周期的変動がある場合には、測定値はその変動を考慮した平均値である。しかしながら一工程が非常に長時間にわたる場合は、測定に実際上の困難がともなうので、測定時期としては一工程を適切に代表するような期間を選んで行なうものとする。

- (2) 一工程の期間が不明確であるばい煙発生施設の試料の採取時期については、操業状態時における排出濃度が平均的濃度として把握されるような時期においておおむね次のような採取時間と回数により行なうものとする。

採取(吸引)時間	採取回数
～20分	5回程度
20分～40分	4回〃
40分～60分	3回〃
60分～	2回〃

- (3) 規則別表第2備考1および同別表第3備考1に述べるような運転工程においてごく短時間生ずる高濃度の排出あるいは保安上または公害防止上やむを得ず生ずる高濃度の排出については、測定の範囲から除外する。しかしこのようなことが予定される場合には、届出事項の参考資料として都道府県知事または市長に届出させるものとする。

### 3 試料の採取位置および採取点

- (1) 測定および試料採取の位置については、日本工業規格 Z8808 の3(測定位置の選定および測定点のとり方)および同 Z8808 の6(ばいじん試料の採取)またはそれぞれ規制対象物質に関する日本工業規格の規定による。ただし、日本工業規格による測定が困難かまたは不適當な場合(例えば、等速吸引不能、排出部が高温で測定不能等)は、他の適切な方法で測定することもやむをえない。

- (2) アルミニウムの精錬の用に供する電解炉において煙道以外の排出口から排出される有害物質の測定にあつては、平均値排出状況を適切に代表するような位置数か所を選び行なう。

- 4 ばい煙排出者における自主的検査、都道府県等がばい煙発生施設の概況の把握のために上記の方法以外の簡便な方法を用いることを妨げるものではない。

- 5 いおう酸化物濃度の分析 日本工業規格 K0103 に定める分析方法のうち全いおう酸化物を分析する方法を用いる。ただし、全いおう酸化物と二酸化いおうの比が一定でありその比率がわかっている場合は、二酸化いおうを分析することにより全いおう酸化物濃度を求めてもよい。

### 第5 粉じん発生施設に関する事項

- 1 コークス炉 施設は一炉団(通常、石炭塔により分離された一連の炉室の集合)単位とする。したがって原料処理能力は一炉団当りの一日の能力である。石炭を原料とするもののほか、石油、ピッチを原料とするものについても適用する。

#### 2 堆積場

- (1) 鉱物とは、鉱業法第3条第1項に規定する鉱物およびこれに類するボーキサイト、岩塩等の国内に産しない鉱物ならびにコークス、硫酸焼鉱、鉱石のペレット、化学石こう、カーバイド等をいい、土石には石炭灰も含むものとする。

- (2) 堆積場が区画されている場合であつても連続しているものは一施設とする。二種類以上の鉱物または土石が区画して堆積される場合であつても連続しているものは一施設とする。
- (3) 建設現場などにおいて、長期にわたつて使用させる堆積場は原則として対象とする。
- (4) 鉱物または土石以外の物の用途に供される置場、倉庫等に、臨時的に鉱物または土石が堆積される場合は対象としない。

### 3 破碎機等

- (1) ふるいとは、振動ふるい、トロンメル等をいう。
- (2) 密閉構造とは、発生した粉じんが施設外の大気中に排出しない構造をいう。例えば、バッチ式の完全密閉、ウオーター・タイト構造、あるいは挿入口、排出口に続き施設の担当部分がカバーされているものが該当する。
- (3) ベルトコンベアーの場合は、ホツパー、破碎機等の施設で区切られ、定置された一連のコンベアー単基の集合を全体として一施設とする。

第6 法第21条第1項に基づく要請に関する事項 法第21条第1項に基づく要請は、自動車排出ガスによる大気汚染が「大気汚染防止法第21条第1項の規定に基づく自動車排出ガスによる大気汚染の限度を定める命令」(昭和46年6月23日総理府・厚生省令第2号)第1条に規定する限度をこえた場合に行なわれる。

測定等の方法については、同令第2条第2項において、一時間値の月間平均値は、月間480時間以上の測定時間の測定値の算術平均によつて算定される。月間480時間以上とした趣旨は、原則として、大気中の自動車排出ガスの濃度を常時連続して測定し、その1ヶ月間の測定値の算術平均をもつて月間平均値とするが、止むを得ない事情によつて欠測が生ずる場合等を考慮して、総有効測定時間数が月間総時間の2/3以上すなわち480時間以上であれば、そのデータを有効と判断するものである。この場合、総有効測定時間が、特定の時間帯に偏ることのないよう配慮されたい。

第7 緊急時の措置に関する事項 法第23条の効果的な運用をはかるため、都道府県知事および北九州市の長においては、平素から市町村、関係気象官署、都道府県公安委員会その他関係機関との連携体制を強化しておくとともに、次の事項をも参考とし、当該地域の实情に即した大気汚染緊急時対策の実施要領をあらかじめ策定しておくこと等により、緊急時の実態が発生した場合において所要の措置が適切に講じられる体制の確立に努められたい。また、北九州市以外の政令市の長は、都道府県知事に対し、監視測定データの提供を行なうなど都道府県知事の緊急時の措置に必要な協力をされたい。

#### 1 大気汚染の監視測定の場所等について

- (1) 今回の改正により、いおう酸化物に加えて、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、二酸化窒素およびオキシダントについて緊急時の措置の発令基準が定められた。大気汚染状況の監視測定にあつては、次によりこれらの汚染物質の特性を考慮し、大気汚染を配慮すべき地域における有効適切な場所に測定点を設定することが必要である。
  - ア いおう酸化物 いおう酸化物は、その大部分が工場、事業場から排出されるが、広域的汚染

物質であるので、測定点は **25km<sup>2</sup>** あたりに 1 か所を標準として設定し、大気汚染が著しい地域は必要に応じ増加することが望ましい。

イ 一酸化炭素 一酸化炭素は、大部分が自動車から排出されるので、測定点は交通ひん繁な道路または交差点の周辺であつて、人が常時生活し、活動している場所またはこれに近接した場所に設定する。採取口の高さは、おおむね **1.5m** とする。

ウ 浮遊粒子状物質および二酸化窒素 浮遊粒子状物質および二酸化窒素は、工場事業場および自動車の両方が排出源であるので、測定点は、いおう酸化物および一酸化炭素の測定点に併設する。なお、一酸化窒素および炭化水素については、緊急時の発令対象となっていないが、緊急時の措置をとるうえで参考となるので、併せて測定することが望ましい。

エ オキシダント オキシダントは、一定の発生源から直接排出されるものではなく、工場、事業場および自動車から排出される窒素酸化物と炭化水素が大気中で化学反応を起して生ずるものとされており、従来いおう酸化物等による汚染が著しくはなかつたような郊外地域にもオキシダントによる汚染は及んでいるとされているので、測定点は、この点を考慮して計画的に設置する。(2) 前記(1)の測定点の設定にあつては、あらかじめ、環境庁に協議されたい。

(3) 緊急時の措置を講ずるにあつては、大気汚染の状況を的確に把握するに足りる測定点の各測定値を総合して判断するものとし、一測定点のみの測定値をもとにして緊急時の措置を講ずる場合には、近傍の測定点の測定値、移動測定車による測定値、発生源の分布状況、気象状況等をも参考として特に慎重に判断する。

## 2 緊急時の措置の対象について

(1) いおう酸化物および一酸化炭素については、発生源が前者は工場・事業場、後者は自動車と比較的はつきりしているが、その他の汚染物質については工場・事業場と自動車との寄与の割合が明確でないので、各種の測定点における汚染物質の濃度の状況から、その寄与の割合を考慮することが必要である。窒素酸化物についての寄与割合の判断は次のとおりであるが、浮遊粒子状物質およびオキシダントについても、これに準じて考えられたい。いずれの場合においても、発生源の位置その他の地理的条件、風向その他の気象条件等を考慮して、総合的に判断しなければならないことは言うまでもない。

ア 窒素酸化物の濃度変化が一酸化炭素(炭化水素についてもあわせて考慮することが望ましい。)の濃度変化と同様な傾向で推移し、他方いおう酸化物の濃度変化と異なつた傾向で推移するような場合は、当該窒素酸化物は主として自動車から排出されたものとする。

イ 窒素酸化物の濃度変化がいおう酸化物の濃度変化と同様な傾向で推移し、他方一酸化炭素(炭化水素についてもあわせて考慮することが望ましい。)の濃度変化と異なつた傾向で推移するような場合には、当該窒素酸化物は主として工場・事業場から排出されたものとする。

ウ 窒素酸化物の濃度変化が(ア)および(イ)のいずれのパターンにもあてはまらないような場合には、当該窒素酸化物は工場・事業場および自動車の両方が排出源であるとする。

(2) 法第 23 条第 4 項の命令は、規則第 17 条第 3 項に定めるところに従い行なう。

この場合に、ばい煙排出者の範囲を定めるにあつては、いおう酸化物は、令別表第 1 の 1

の項から 14 の項まで、18 の項、21 の項および 23 の項から 26 の項までに掲げる施設のうちいおう酸化物を排出するものから、窒素酸化物は、前掲の施設のうち特に高温で物を燃焼させる施設から、ばいじんは、令別表第 1 に掲げるばい煙発生施設のうち規則別表第 2 の第 2 欄に規定する施設から、それぞれ排出される点を参考とされたい。 3 ばい煙等の減少措置について (1) 基本的事項 法第 23 条に定める緊急時の措置は、次により実施されたい。ただし、次に掲げる措置によつてもなお緊急時の事態の改善が困難な場合には、当該事態に即応した措置をとることにより事態の改善を図るべきであることはいうまでもない。

#### ア 協力要請

協力要請の措置が円滑に実施されるよう、あらかじめばい煙を排出する者、自動車の使用者等に対して趣旨の周知徹底に努めるなどにより協力要請の実施体制を確立しておかされたい。

#### イ 一般への周知

法第 23 条第 4 項に規定する事態が発生した場合においても、ラジオ・テレビ等報道機関を通じ、その事態を一般に周知するとともに、緊急時の措置により市民生活に大きな影響を及ぼすおそれがあるときは、当該措置の内容、予想される影響その他必要な事項についてもあわせて周知するようにされたい。なお、緊急時の措置を解除したときもすみやかに一般への周知を図られたい。

#### ウ 関係都道府県との協力

緊急時の事態を改善するために、他の都道府県の協力を必要とする場合には、すみやかに協力を求め、その改善を図る必要がある。このため、広域的大気汚染の認められる地域においては、関係都道府県間の協力体制を確立しておかされたい。

#### エ 工場・事業場に対する命令

(ア) 法第 23 条第 4 項の規定により、工場・事業場に所要の命令を規則第 17 条第 4 項ただし書により電話その他の電気通信設備を使用して行なうときは、関係工場・事業場に確実に伝達し、その伝達が相手方において確実に受理されたことを確認しておかされたい。

(イ) 複数のばい煙発生施設を有する工場・事業場においては、その実情に応じ工場・事業場全体として所要の削減を行なうものであつてもさしつかえない。

(ウ) 法第 23 条第 4 項の規定により、工場・事業場に対し、ばい煙減少のための措置として操業短縮を命ずる場合には、保安施設、公益性の高い施設その他の所要の操業短縮を行なうことが著しく困難なものがあるときには、あらかじめ、当該工場・事業場から事情を聴取したうえで適当と考えられる措置を行なわれたい。

オ 都道府県公安委員会に対する要請 法第 23 条第 4 項の規定により都道府県公安委員会に対し、道路交通法上の措置の要請を行なうにあつては、(ア)大気の汚染の測定場所および日時、(イ)当該大気の汚染の発生地域および汚染の状態、(ウ)当該大気の汚染が自動車の排出ガスに起因していると認める理由、(エ)当該大気の汚染の状態が気象条件等からみて継続すると認める理由等都道府県公安委員会が道路交通法上の措置をとるうえに必要と思われる事項を明らかにして行なわれたい。

## (2) いおう酸化物の減少措置

- ア 法第 23 条第 1 項に規定する事態が発生した場合において、同項に規定する措置によつては、その事態の改善を図ることが困難であると認めるときは、同条第 2 項の規定によるいおう酸化物に係るばい煙量の減少のための措置に関する計画を提出した者に対し、電話等適当な方法により連絡し、届出に係る計画を参酌していおう酸化物に係るばい煙量の減少のための措置をとるべきことを勧告されたい。この場合、いおう酸化物の排出許容量(規則第 3 条の式により算出されるいおう酸化物の量。以下同じ。)の 30%またはばい煙量の減少計画に記載されたばい煙排出量(通常)(以下「通常ばい煙排出量」という。)の 20%程度の削減を目途とする。
- イ これらの措置にかかわらず、いおう酸化物の大気中の含有率が 0.5ppm 以上に達したとき(令別表第 5 のいおう酸化物の項の中欄の第 3 号に該当する場合にあつては、0.5ppm 以上である状態が 2 時間以上継続した場合で、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき)は、いおう酸化物に係るばい煙量の減少に係る計画を参酌して、必要な措置をとるべきことを、逆転層、風向、風速等を考慮して、関係工場・事業場に勧告されたい。この場合、いおう酸化物の排出許容量の 60%または通常ばい煙排出量の 50%程度の削減を目途とする。
- ウ アおよびイの措置を適切に行なうために、法第 23 条第 2 項に規定する計画を作成させる際に勧告に応じてとるべき内容、具体的方法についてあらかじめ、関係工場・事業場と十分協議をしておかれたい。
- エ 法第 23 条第 2 項の規定により届出を行なうこととされているばい煙排出者以外の者に対しても、あらかじめ、関係工場・事業場と協議し、前記アおよびイに準じ、または、その他のいおう酸化物に係るばい煙を減少させるための適当な方法につき協力を求め緊急時の事態の早期改善に努められたい。
- オ 法第 23 条第 4 項に規定する事態が発生したときは、原則として、いおう酸化物の排出許容量の 80%程度の削減を行なわせるものとする。

- (3) 一酸化炭素の減少措置 ア 法第 23 条第 1 項の事態が一酸化炭素によつて発生したときは、報道機関等を通じて、自動車の使用者または運転者に対して自動車の運行の自主的制限について協力を求められたい。なお、どの地域に汚染が高くなつたときに、どの地域にどの程度の自動車の通行の自主規制を求めるか等については、あらかじめ関係都道府県公安委員会と協議しておかれたい。 イ 法第 23 条第 4 項に規定する事態が発生したときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を講ずるよう要請されたい。

## (4) 浮遊粒子状物質、窒素酸化物およびオキシダントの減少措置

- ア これらの物質が工場・事業場に起因する場合には関係工場・事業場に対しばい煙排出量の減少を図るため操業短縮を行なわせる。この場合操業短縮の内容は(ア)法第 23 条第 1 項に規定する場合には原則として通常使用量(規則様式第 1 別紙 2 に記載された燃料また電力の通常の使用量。以下同じ。)の 20%、(イ)法第 23 条第 4 項に規定する場合には原則として通常使用量の 40%とする。
- イ 浮遊粒子状物質については、良質の重油、電気・ガスへの燃料転換等の措置により所要の操

業短縮と同程度の浮遊粒子状物質の減少を図ることができるときは、操業短縮に代えてこれらの措置をとってさしつかえない。

ウ これらの物質が自動車排出ガスに起因する場合は、前記(3)と同様な措置を講ぜられたい。

第8 ばい煙発生施設および粉じん発生施設に係る届出状況の報告に関する事項 昭和46年10月1日におけるばい煙発生施設および粉じん発生施設の届出状況を別紙様式1および2により、10月末日までに環境庁に報告されたい。なお、毎年定期的に報告を求める事項については、おつて通知する予定であるので、よろしく願います。

様式1・2〔略〕

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に規定する廃棄物の収集、運搬、処分等の基準及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令に規定する埋立場所等に排出する廃棄物の排出方法に関する基準の改正について

公布日：平成 4 年 8 月 31 日

環水企 182 号・衛環 244 号

環境庁水質保全局長・厚生省生活衛生局水道環境部長から各都道府県知事・政令市長あて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に規定する廃棄物の収集、運搬、処分等の基準(以下「処理基準」という。)及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令に規定する埋立場所等に排出する廃棄物の排出方法に関する基準の改正については、平成 4 年 8 月 31 日付け環水企第 181 号・厚生省生衛第 788 号により環境事務次官、厚生事務次官名で通達したところであるが、なお、下記事項に留意のうえ、これらの円滑かつ適正な運用を図られたい。

### 記

第 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下第 1 において「令」という。)に規定する処理基準の改正について

#### 1 一般廃棄物処理基準

##### (1) 収集又は運搬の基準

ア 運搬途上の積替え及び保管を適正に行わせるため、積替え及び保管の場所には、人がみだりに立ち入ることのないよう、一般廃棄物の積替え又は保管の場所であることの表示を行うこと、囲いを設けることなどの基準を定めるとともに、保管は、積替え後の運搬先があらかじめ定められており、保管量が積替えの場所において適切に保管できる量であり、かつ保管される一般廃棄物の性状に変化が生じない期間の積替えに限り認めることとした。なお、囲いの設置及び表示に関する規定は、平成 7 年 3 月 31 日までの間は適用しないこととしたが、可及的速やかに本規定に基づく措置が講じられるよう市町村等を指導されたい。

イ 一般廃棄物処理計画に基づいて住民等の協力により分別された一般廃棄物については、その一般廃棄物の性状等に応じた適切な処分又は再生が行われるよう、その区分に従って収集し又は運搬することとした。

##### (2) 中間処理又は再生の基準

ア 悪臭、ばい煙等による生活環境の保全上支障が生じないようにするため、いわゆる野焼きを禁止し、一般廃棄物の焼却に当たっては、焼却設備を用いて行わなければならないこととした。

イ 一般廃棄物処理計画に基づいて、再生するために分別し、収集した一般廃棄物は、適正に再生することとした。

ウ し尿処理施設に係る汚泥(浄化槽に係る汚泥を含む。)の再生は、厚生大臣が定める方法によることとした。

エ 中間処理又は再生を行うための保管については(1)のアの例によることとした。

### (3) 埋立処分の基準

ア 地中にある空間を利用する方法により埋立処分を行ってはならないこととした。なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成 4 年政令第 218 号、以下「改正令」という。)の施行の日に現に地中の空間を利用して埋立処分を行っている埋立地にあつては、当該埋立地における埋立処分が終了するまでの間は、引き続き埋立処分を行うことができることとした。

イ 埋立処分を終了する場合には、生活環境の保全上支障が生じないよう埋立地の表面を土砂で覆うこととした。なお、その運用に当たっては、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令(昭和 52 年総理府令・厚生省令第 1 号、以下「共同命令」という。)第 1 条第 2 項第 14 号の規定を参考とされたい。

ウ 浄化槽に係る汚泥及びし尿の埋立処分(水面埋立処分を除く。)についてこれまで認められてきた消石灰を 0.5%以上混入して行う埋立処分の方法を禁止することとした。なお、現にこの方法により浄化槽に係る汚泥及びし尿の処理が行われていることに鑑み、平成 7 年 3 月 31 日までの間は、従前の例によることができることとしたが、可及的速やかに新たな基準に適合する処分が行われるよう市町村等を指導されたい。また、し尿処理施設(焼却施設を除く。)による処理により生じた汚泥については、含水率 85%以下にしなければならないこととした。

エ 特別管理一般廃棄物であるばいじんを令第 4 条の 2 第 2 号ロの規定に基づき厚生大臣が定める方法により処分し又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に当たっては、あらかじめ環境庁長官が定める基準に適合するものにしなければならないこととした。なお、平成 4 年環境庁告示第 42 号の第 1 中「金属等が溶出しない」とは、令第 6 条の 4 第 3 号イ(1)及び(2)に規定するばいじんを処分するために処理したものに係る金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令(昭和 48 年総理府令第 5 号、以下「総理府令」という。)で定める基準に適合することをいう。

オ 感染性一般廃棄物を令第 4 条の 2 第 2 号ハの規定に基づき厚生大臣が定める方法により処分し又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に当たっては、あらかじめ環境庁長官が定める基準に適合しなければならないこととした。

### (4) 海洋投入処分の基準

特別管理一般廃棄物を(3)のエ及びオに掲げる厚生大臣が定める方法により処分し又は再生したことにより生じた廃棄物の海洋投入処分については、これらの廃棄物が可燃性の廃棄物を



処分し又は再生したことにより生じたものであるので、従前のおり、海洋投入処分は禁止されるものである。

## 2 特別管理一般廃棄物処理基準

### (1) 収集又は運搬の基準

ア 特別管理一般廃棄物は、他の物と混合するおそれがないように他の物と区分して収集し、又は運搬することとした。なお、ばいじんと焼却灰を併せて令第4条の2第2号ロの規定により処分するため収集し又は運搬しようとする場合及び感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物を併せて収集し又は運搬しようとする場合はこの限りではない。

イ 運搬用パイプラインは特別管理一般廃棄物の収集及び運搬に用いてはならないこととした。

ウ 特別管理一般廃棄物の収集及び運搬は、特別管理一般廃棄物の種類及び当該特別管理一般廃棄物を取扱う際の注意事項が表示された容器を用いて行い、又は、これによらない場合は当該事項を記載した文書を携帯して行うこととした。

エ 感染性一般廃棄物の収集及び運搬は、密閉できることその他の構造を有する運搬容器を用いて行うこととした。

オ 特別管理一般廃棄物の積替え又は保管に当たっては、一般廃棄物の積替え又は保管の基準に加え、特別管理一般廃棄物が他の物と混合するおそれがないよう仕切りを設ける等の措置を講ずること、及び、特別管理一般廃棄物の種類に応じて、PCBを使用した部品にあっては当該部品の腐食の防止のために必要な措置、ばいじんにあっては当該ばいじんの固化の防止のために必要な措置、感染性一般廃棄物にあっては当該感染性一般廃棄物の腐食の防止のために必要な措置を講ずることとした。

### (2) 中間処理又は再生の基準

ア 特別管理一般廃棄物は、厚生大臣が定める方法により中間処理又は再生することとし、当該中間処理又は再生により生じた廃棄物については、特別管理一般廃棄物ではなく、通常の一般廃棄物として処理することとした。なお、平成4年厚生省告示第94号の1中「重金属が溶出しない」とは令第6条の4第3号イ(1)及び(2)に規定するばいじんを処分するために処理したものに係る総理府令で定める基準に適合することをいう。

イ 特別管理一般廃棄物の中間処理及び再生のための保管については、(1)のオの例によることとした。

### (3) 埋立処分の基準

特別管理一般廃棄物の埋立処分は禁止することとした。なお、ばいじんについては、平成7年3月31日までの間は、令第3条第1号イ及びロ並びに第3号イからホまでの規定の例により行う場合には、この限りではないこととした。

### (4) 海洋投入処分の基準

特別管理一般廃棄物の海洋投入処分は禁止することとした。

### 3 産業廃棄物処理基準

#### (1) 収集又は運搬の基準

産業廃棄物の収集又は運搬の基準を強化することとした。特に、運搬途上の保管については、産業廃棄物が野積みされ、放置されること等により生活環境の保全上支障が生ずることのできないようにするため、運搬先があらかじめ定められており、適切に保管できる量であり、かつ、当該産業廃棄物の性状に変化が生じない期間の積替えに伴う保管に限り認めることとした。なお、産業廃棄物の収集又は運搬は、一般廃棄物の収集又は運搬の基準の例によることとしており、1の(1)のアを参照されたい。

#### (2) 中間処理又は再生の基準

ア 悪臭、ばい煙等による生活環境の保全上支障が生じないようにするため、いわゆる野焼きを禁止し、産業廃棄物の焼却に当たっては、焼却設備を用いて行わなければならないこととした。

イ 産業廃棄物の中間処理に当たり当該産業廃棄物を保管する場合は、運搬の際に行われる保管と同様に、保管の場所に人がみだりに立ち入ることのないよう、産業廃棄物の保管の場所であることの表示を行うとともに、囲いを設けることなどの措置を講ずることとした。また、産業廃棄物の中間処理のための保管は、処理施設の能力を勘案し、その量及び期間が過大なものとならないよう指導されたい。なお、一定の産業廃棄物については、当該産業廃棄物の中間処理又は再生のための保管の期間についての基準を定めた。

#### (3) 埋立処分の基準

ア 埋立処分を終了する場合の覆土については、1の(3)のイの例によることとした。

イ 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、建設廃材並びにこれらの産業廃棄物に準ずるものとして環境庁長官及び厚生大臣が指定する産業廃棄物(以下「安定型産業廃棄物」という。)以外の産業廃棄物の地中にある空間を利用する方法による埋立処分は行ってはならないこととした。なお、改正令の施行の日に現に地中の空間を利用して埋立処分を行っている埋立地にあつては、当該埋立地における埋立処分が終了するまでの間は、引き続き埋立処分を行うことができることとした。

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第15条第1項の許可の対象となる令第7条第14号イ(遮断型最終処分場)及びハ(管理型最終処分場)並びに令第3条第3号ロに掲げる埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置が講じられている埋立地を除き、産業廃棄物の埋立処分に当たっては、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入するおそれがないよう選別の徹底等必要な措置を講ずることとした。

エ 感染性産業廃棄物を令第6条の4第2号ハの規定に基づき厚生大臣が定める方法により処

分し又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に当たっては、あらかじめ環境庁長官を定める基準に適合するものにしなければならないこととした。

オ 廃石綿等を令第6条の4第2号ニの規定に基づき厚生大臣が定める方法により処分し又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に当たっては、あらかじめ環境庁長官が定める基準に適合するものにしなければならないこととした。

#### (4) 海洋投入処分の基準

ア 有機塩素化合物、銅又はその化合物、亜鉛又はその化合物、並びに弗化物を総理府令で定める判定基準を超えて含むものの海洋投入処分の基準は、従前のとおり、産業廃棄物処理基準に規定することとした。

イ 令第7条第13号の2の規定に基づき新たに法第15条第1項の産業廃棄物処理施設の設置の許可を要することとされた産業廃棄物処理施設を令別表第4の6の項の第2欄に追加し、当該施設から生ずるばいじん又は燃え殻であって、総理府令で定める判定基準を超えて銅又はその化合物を含むものの海洋投入処분을禁止することとした。

ウ 有機性の汚泥及び水溶性の無機性の汚泥については、含有量試験によりその判定が行われることから、当該汚泥の基準を産業廃棄物処理基準に規定することとした。したがって、令第6条第4号イ(2)(ハ)から(ト)まで及び(ヌ)の規定は、有機性の汚泥及び水溶性の無機性の汚泥に限り適用される。

### 4 特別管理産業廃棄物処理基準

#### (1) 収集又は運搬の基準

ア 特別管理産業廃棄物は、他の物と混合するおそれがないように他の物と区分して収集し、又は運搬することとした。なお、感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物を併せて収集し又は運搬しようとする場合はこの限りではない。

イ 運搬用パイプラインは、特別管理産業廃棄物の収集及び運搬に用いてはならないこととした。ただし、消防法の危険物である特別管理産業廃棄物を危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第3条第3号の移送取扱所で収集又は運搬する場合は、この限りではない。

ウ 特別管理産業廃棄物の収集及び運搬は、特別管理産業廃棄物の種類及び当該特別管理産業廃棄物を取扱う際の注意事項が表示された容器を用いて行い、又はこれによらない場合は当該事項を記載した文書を携帯して行うこととした。

エ 感染性産業廃棄物の収集及び運搬は、密閉できることその他の構造を有する運搬容器を用いて行うこととした。

オ 特別管理産業廃棄物の積替え又は保管に当たっては、産業廃棄物の積替え又は保管の基準に加え、特別管理産業廃棄物が他の物と混合するおそれがないよう仕切りを設ける等の措置を講ずることとしたほか、特別管理産業廃棄物の種類に応じて、廃油にあっては容器に入れ密封する等当該廃油の揮発の防止のために必要な措置及び当該廃油が高温にさらされない

ために必要な措置、PCB 汚染物にあつては当該 PCB 汚染物の腐食の防止のために必要な措置、腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物にあつては容器に入れ密封する等当該特別管理産業廃棄物の腐敗の防止のために必要な措置を講ずることとした。

(2) 中間処理又は再生の基準.

ア 特別管理産業廃棄物である廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、廃石綿等については、当該特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として厚生大臣が定める方法により中間処理又は再生することとした。

イ 特別管理産業廃棄物の中間処理に伴い保管を行う場合の基準については、(1)のオの例によることとした。

ウ アに掲げる厚生大臣が定める方法による中間処理又は再生により生じた廃棄物については、特別管理産業廃棄物ではなく、通常の産業廃棄物として処理されることとした。

(3) 埋立処分の基準

ア 令第 6 条の 4 第 3 号イ(1)から(6)までに掲げる特別管理産業廃棄物の埋立処分に当たっては、有害な特別管理産業廃棄物の埋立処分の場所であることの表示がなされている場所で行うこととした。なお、これに伴い、共同命令の所要の改正を行った。

イ 令第 7 条第 13 号の 2 の規定に基づき新たに法第 15 条第 1 項の産業廃棄物処理施設の設置の許可を要することとされた産業廃棄物処理施設を令別表第 4 の 4 及び 5 の項の第 2 欄に追加し、当該施設から生じるばいじん又は燃え殻であつて、総理府令で定める基準を超えて六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物を含むものは、有害な特別管理産業廃棄物の埋立処分の場所であることの表示がなされている場所で埋立処分することとした。

ウ 感染性産業廃棄物の埋立処分は、禁止することとした。

エ 廃石綿等を令第 6 条の 4 第 2 号ニの規定による処分を行わないで埋立処分を行おうとする場合には、耐水性の材料で二重に梱包し又は固型化するとともに、許可され若しくは届出された産業廃棄物の最終処分場のうちの一定の場所において行うこととした。なお、廃石綿等の最終処分場に対する共同命令第 2 条第 1 項第 1 号の適用に当たっては、共同命令の様式第 2 中の産業廃棄物の種類の欄に「特別管理産業廃棄物(廃石綿等)」と記入することとされた。

(4) 海洋投入処分の基準.

令第 7 条第 13 号の 2 の規定に基づき新たに法第 15 条第 1 項の産業廃棄物処理施設の設置の許可を要することとされた産業廃棄物処理施設を令別表第 4 の 4、5 及び 6 の項の第 2 欄に追加し、当該施設から生じるばいじん又は燃え殻であつて、総理府令で定める基準を超えて六価クロム化合物、砒素又はその化合物、又は、銅又はその化合物を含むものの海洋投入処分を禁止することとした。

5 その他.

一般廃棄物、特別管理一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理に伴う悪臭、騒

音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じることとした。この運用に当たっては、悪臭、騒音又は振動の規制を行う環境担当部局と十分連絡調整をとり、地域の実情を踏まえ適切に対応されたい。

## 第2 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令に規定する埋立場所等に排出する廃棄物の排出方法に関する基準の改正について

特別管理一般廃棄物であるばいじん、感染性一般廃棄物、感染性産業廃棄物及び廃石綿等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令と同様の規定を設けた。